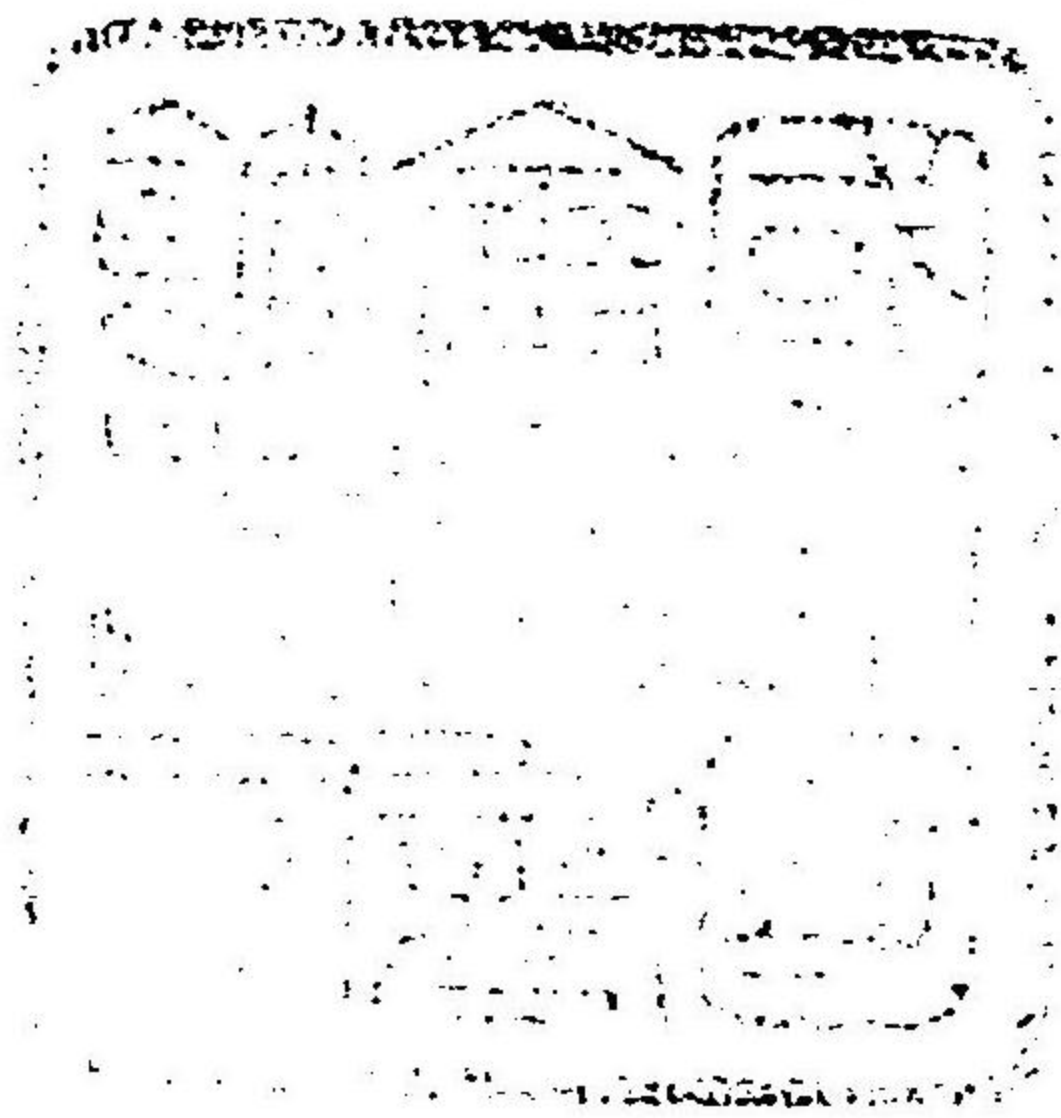




三郎蔵

國史之教育

375,39
Kil31e



212297

緒言

昨夏、本會が夏期講演會を相州小田原の地に開くや、喜田博士は會員多數の希望に應ぜんが爲、其の該博なる國史學上の知識を以て、特に國史教育の精神に就き、多年抱懷せる卓見を、縦横に論述せられたり。抑も國史の教育が我が國民教育上最も重要なる地位を占むるは、敢て余輩の言を俟たず。然るに世の教育に従事する者、時に或は其の精神を没却して、徒らに形體の末を追ふの弊なきにあらず、識者常に以て憾となす。此の時に當りて幸に博士の講演あり。本會は其の大いに教育界を益すべきを信じ、茲に博士を促がして其の補訂を求め、附するに博士が國定歴史教科書に關し、又、歴史教授

の方法等に就き、所々の講演會或は雜誌記者等の囑に應じて講話せられたる所を以てし、茲に之を公にすることゝなせり。世の教育家諸士、幸に本書によりて國史教育の本領を理會し給はゞ、是れ啻に本會の面目のみにあらざるなり。本書發刊に臨み、之が顛末を記して卷首に附す。

明治四十三年五月

日本歴史地理學會委員

例言五則

一、本書「國史の教育」は昨夏小田原に開かれたる日本歴史地理學會夏期講演會に於て講演せる筆記を本とし、之に多少の修補を加へたるものなり。

二、本書もと講演の筆記なるが故に、其の文體は之を聞くに適し之を讀むに適せず。されば、之を公にするに際しては、根本より體裁を改め、大いに文辭に修正を加へんとせしも、遂に其の暇を得ず僅に各章句の尾に附したりし敬語を除きて、稍其の行文を簡單にせしに過ぎず。叙述尙往々冗長に流れ、時に説明の重複に涉れるが如きものあるは、切に讀者に謝する所とす。

三、天祖天壤無窮の神勅以下、本書に收め奉れる詔勅は、何れも實に我が國體を明かにし給へるものにして、國史の教育は畢竟其の

御主意を祖述説明し奉るに過ぎざるなり。謹んで之を卷首に掲げ奉り、讀者諸君と共に日に三誦するの便に供す。

四、附録として掲載せる諸項中には、當然本文中に收むべき性質のもの多きに居れども、嘗て同一若くは類似の題目の下に、一たび世に發表せるものなるが故に、特に之を區別せるのみ。敢て他意あるにあらず。但、其の一たび公にせるものと雖も、今次の出版に際して大いに修正を加へ、頗る其の體裁を異にしたり。

五、國定教科書の説明は、國史の教育と密接の關係あるにあらずと雖、歴史教授者に取りて参考となるべければとの意見により、是れ亦附録として掲載することとせり。

著者識

國史の教育 目次

- 一 天壤無窮の神勅……………一
- 一 文武天皇即位の宣命……………三
- 一 五箇條の御誓文……………五
- 一 陸海軍人に賜りたる勅諭……………七
- 一 憲法發布勅語 並に 上諭……………一七
- 一 教育に關する勅語……………二二
- 一 戊申詔書……………二三
- 一 現在皇室御略譜……………二五

第一章 緒言

我が國は世界の最舊國(一)……萬世一系の皇統(二)……善美なる國史(三)……國史の教育の必要(四)……祖先の偉業と子孫の奮發(五)……善良なる人と善良なる國民(六)……教育家の覺悟(七)

第二章 學問としての歴史

歴史の分類(一)……純正史學(二)……純正史學は偏頗心を容れず(三)……純正史學には批判を要せず(四)

第三章 世俗の目に映ずる歴史

偏頗なる觀察(一)……古代の事蹟と遠方の事物(二)……空想より作り出したる人物と實在の人物(三)……俗眼に映ずる過去の善人と惡人(四)……芝居の善人と惡人(五)……貌を以て人を取る之を子羽に失す(六)……偏頗なる觀察の妙味(七)

第四章 普通教育上に應用する場合の歴史

應用史學(一)……普通教育と國民の養成(二)……大綱と細目(三)……光輝ある國史の成跡(四)……大體を取り外さぬが肝要(五)……細事に注目するは不可(六)

第五章 小學校に於ける歴史科

小學校に於ける日本歴史科の目的(一)……法令の規定せる日本歴史科の要旨(二)……實地に適せざる高尚なる學說(三)……日本歴史科と修身科(四)……小學校には特に日本歴史科と制限す(五)……小學校に於ける外國歴史(六)……外國歴史を課せざる非難(七)……國史と外國歴史との關係に就いて歐米諸國と我が國との異同(八)……外國歴史を課するの利害(九)……孟母三遷(一〇)……我が國の天皇と諸外國の君主(一一)……小學校に於て外國歴史を課せざる理由(一二)

第六章 我が國體と諸外國の國體との比較

我が國體の特異なる點(一)……萬世一系と革命(二)……我が天皇と臣民との關係(三)……他國にては臣民屢、鼎の輕重を問ふ(四)……開闢以來君臣の分定まる(五)……諸外國には屢、革命行はる(六)……君は民の爲なりとの思想(七)……君臣の關係と父子の關係(八)……儒教の見解(九)……桀紂は仁義を殘賊するの一夫(一〇)……革命の意義(一一)……革命の君は聖人(一二)……聖人の定義(一三)……聖人は儒家の空想(一四)……現世には革命を行ふに適する者なし(一五)……純正史學と聖人(一六)……支那の古代史は孔子に依つて傳へらる(一七)……孔

子以後聖人なし(四)……聖人は亂臣賊子(四)……孔子は聖人の類ひにあらず(四)……孟子と其の時勢(四)……孟子の革命説(四)……孟子の説は我が國體と容れず(四)……滿洲の民と孟子の主義(四)……國史と教育勅語(四)……國史と戊申詔書(五)……忠孝兩全の國體(五)……支那の國民と帝室との關係(五)……韓の臣民と帝室との關係(五)……桀紂と湯武(五)

第七章 國史によつて訓育を施す上の心得……………五五

國史と訓育(五)……我が國體に關する注人的訓練の必要(五)……日本人の孝行(五)……個人主義と孝行(五)……自然主義と孝行(六)……忠孝は絶對の義務(六)……社會主義の豫防(六)……外國の事情に上は走りするの害(六)……我が國に生れたる幸福(六)

第八章 普通教育上歴史教材の取捨斟酌……………六五

國史上の缺陷(六)……孔子の修史方針(六)……材料の取捨に於ける孔子の辣腕(六)……孟子の子の空惚(六)……支那の例は他山の石(六)……國史教育の眞髓(七)……歴史科教授上の弊害(七)……其の動機の一(七)……其の動機之二(七)……其の實例(七)……國定歴史教科書教材の取捨方針(七)……壬申の亂の事歴に關する普通の説(七)……日本書紀の記事(七)……大海人皇子遁世の際の條件(七)……女帝即位の習慣(七)……一、推古天皇(七)……二、皇極天

皇(七)……三、齊明天皇(七)……四、持統天皇(七)……五、元明天皇(七)……六、元正天皇(七)……七、孝謙天皇(七)……倭姫皇后と皇位(七)……近江吉野間の意志疏通を缺く(七)……壬申の亂(八)……皇位の争と篡奪(八)……我が國體と壬申の亂(八)……教育上より見たる壬申の亂(八)……壬申の亂に關する疑問(八)……疑はしきを缺く(八)……壬申の亂は皇室内限りの事件(八)……道鏡に關する俗説(八)……道鏡に關する疑問(八)……消極的敎訓と積極的敎訓(八)……教育上より見たる道鏡の事歴(八)

第九章 建國の體制……………八八

敎則に指定されたる國史敎材(八)……建國の悠遠(八)……君臣の關係(八)……國民の祖先(九)……其の一(九)……其の二(九)……其の三(九)……其の四(九)……大和民族(九)……我が國家は一の合名會社組織(九)……帝國憲法發布の勅語(九)……國家發展の意義(九)……西征東伐の解釋(九)……皇軍は仁義の師(九)……奥羽士民に諭告の詔(九)……歴代の對アイヌ策(九)……アイヌの同化(九)……大和民族は他を同化融和せしむるの性に富む(九)……異種族の混入と接樹の比喩(一〇)……君臣同祖論の批評(一〇)……我が國の發展には侵略の意味なし(一〇)……君は民の父母、民は君の赤子(一〇)……異種族の同化と婚嫁の比喩(一〇)……

一 家族と寄合世帯(一〇五)

第十章 皇統の無窮……………一〇六

天壤無窮の神勅(一〇六)……我が國は世界の最舊國(一〇六)……紀元の年數に關する異論と其の解釋(一〇七)……我が皇室起源の年代(一〇七)……世界最舊國の意義(一〇八)……我が國に天位を覬覦するの臣民なし(一〇九)……王綱の弛緩と皇室の式微(一〇九)……如何なる場合にも革命なし(一一〇)……平將門は如何(一一〇)……將門は精神病者(一一一)……僧道鏡は如何(一一一)……道鏡は時勢に通ぜざる没曉漢(一一二)……道鏡皇胤說(一一三)……皇胤と皇族、皇族と皇嗣(一一四)……弓削氏(一一五)……皇族の臣籍に下る先例(一一六)……道鏡は皇嗣たるの資格なし(一一七)……宇多天皇皇位繼承の一變例(一一七)……皇位繼承の次第(一一八)……皇位繼承の順序は、祖宗の法(一二〇)……皇統の意義(一二〇)……葛野王一言の下に皇嗣を定む(一二一)……兄弟相及ぼすは嘉例にあらず(一二三)……武内宿禰の嫌疑(一二六)……皇運扶翼の責任(一二七)……和氣清麻呂に關する教材取扱方の心得(一二八)

第十一章 歴代天皇の盛業……………一三〇

歴代天皇の洪恩(一三〇)……歴代の天皇皇族國家の爲に辛酸を嘗め給ふ(一三一)……外國より技術家を求め給ふ(一三三)……支那南朝との交通(一三三)……所謂上表の文(一三四)……祖宗自ら軍を督

して四夷を平げ給ふ(一三四)……歴代の天皇仁慈に渡らせらる(一三五)……垂仁天皇殉死を禁じ給ふ(一三五)……仁徳天皇課役を免じ給ふ(一三六)……醍醐天皇寒夜に御衣を脱し給ふ(一三五)……一條天皇寒夜に御衣を退け給ふ(一三五)……今上陛下の御仁慈(一三六)……歴代の皇后亦仁慈に渡らせらる(一三七)……歴代の天皇國利民福を圖り給ふ(一三八)……教材取捨斟酌の注意(一三七)……聖徳に關する世俗の誤解(一三五)……其の一例雄略天皇(一四〇)……其の二例武烈天皇(一四〇)……其の三例文武夫人宮子娘(一四二)……其の四例光明皇后(一四二)……其の五例稱徳天皇(一四二)……其の六例(保元の亂)(一四二)……其の七例壽永及び南北朝の變(一四三)

第十二章 御歴代の數特に南北朝の關係に就いて……………一四二

御歴代數の不一致(一四二)……百二十一代說と百二十二代說(一四二)……文部省檢定濟教科書の御代數(一四三)……歴史上の變態(一四三)……南北兩朝の問題(一四七)……纂輯御系圖と南北朝(一四八)……皇室年表取調(一四九)……宮内省と南北朝(一四九)……敬は寧ろ重きに失せよ(一五〇)……御歴代に數へざる天皇(一五二)……追尊天皇(一五二)……追尊太上天皇(一五二)……准天皇(一五二)……追尊天皇を御歴代に數へし例(一五三)……親王に太上天皇の尊號を奉りし例(一五三)……准太上天皇(一五三)……神功皇后(一五三)……皇后に關する日本書紀と大日本史との筆法(一五三)……飯豐天皇(一五三)……弘文天

皇(五)……仲恭天皇(二七)……南北朝の諸天皇(二六)……光嚴天皇と北朝(二五)……後鳥羽天皇と光嚴天皇(六)……神器の所在と皇位の正閏(六)……後醍醐天皇と光嚴天皇(三)……光明天皇と光嚴天皇(三)……後の後醍醐天皇(三)……南北兩朝對立(二六)……南北兩朝の合一(二六)……明治の維新と南北朝(二六)

第十三章 忠良賢哲の事蹟……………一六八

臣民の輔翼と遺風の顯彰(六)……我等の祖先の功業(六)……祖先の功業と子孫の責務(七)……國民共同の祖先(七)……偉人と報償(七)……別格官幣社と偉人(七)……贈位と偉人(七)……被贈位者表に就いて(八)……被贈位者以外の偉人(八)……宮方の忠臣と功績顯彰(八)……宮方は朝敵(八)……明治に至り始めて天恩枯骨に及ぶ(八)……南朝の忠臣と我が國體(八)……南朝の忠臣と明治維新(八)……武家方特に足利尊氏の不義(九)……北朝の將士は天皇の陪臣(九)……南朝の將士は皇室の忠臣(九)……南北朝に關する教材取扱上の注意(九)……宮方武家方の争の根本(九)……武家政治の意義(九)……武家政治は我が國體の本義にあらず(九)……王政復古の計畫(九)……武家政治の創始者に關する批判(九)……足利尊氏は當初一の謀叛人なり(九)……後の尊氏は謀叛人にあらず(九)……院宣の効力(九)

六……大日本史の苦心(九)……北畠親房の武家政治評(九)……親房武家に謳歌す(九)……親房の承久の亂批評(九)……親房頼朝泰時を評す(一〇)……神皇正統記の精神(一〇)……平安朝の腐敗と武家政治の要求(一〇)……天下自ら鎌倉に歸す(一〇)……執行力のなき宣告(一〇)……軍政撤去の時機(一〇)……幕府開創の功は之を認むべし(一〇)……承久の亂の説明(一〇)……義時すら尙皇室に敬意を表す(一〇)……義時の暴虐と承久の亂の批判(一〇)……暗黒面の教材の扱方(一〇)

第十四章 國民の武勇……………二二二

國運の發展と國民の武勇(三)……國民の武勇と氣概(三)……國民の武勇と外人の懷疑(三)……國民武勇の事歴(三四)……帝國發展の國是(三五)……武勇の真相(三五)……恩威並び行はる(三七)……武士道の本義(三七)……國民懦弱の時代(三八)……二箇國の兵を以て七百の新羅人に勝たず(三八)……東國人の武勇(三八)……太宰府の官兵賊船を追はず(三八)……アイヌを徵發して國防に當らしむ(三〇)……アイヌを警察に使役す(三二)……國民の武勇と教育(三二)……兵士の怯懦と武士の興起(三三)……國民武勇の潜勢力(三三)

第十五章 文化の由來……………二二四

維新以來文化の進歩(三四)……海外長所の輸入と國粹の保存(三五)……和魂漢才(三五)……蠻的強者(三六)……所謂北方の強(三六)……太古の文明(三七)……三韓の文化輸入(三六)……支那の文化輸入(三八)……遣吳使(三六)……遣隋使(三七)……九州の豪族と漢魏の文化(三七)……中華病(三〇)……平安朝の弊政と韓國の近狀(三〇)……平安朝の弊政と文化(三一)……西洋の文化輸入(三一)……文化の由來と國史の教育(三一)

第十六章 外國との關係……………二二二

現時の我が國は世界の日本(三三)……文明と地理上距離の短縮(三三)……隣國の激増と國交の複雑(三三)……善隣の國交と國史の教育(三四)……鎖國政策と我が國是(三五)……出雲風土記國引の故事(三六)……天日槍の渡來(三七)……歸化人と和魂(三七)……我等の祖先は外人を忌ま(三八)……古代邦人の海外交通(三九)……九州豪族の私交(三九)……遣吳使遣隋使遣唐使(四〇)……倭寇(四〇)……海外の日本町(四一)……西洋人の渡來(四二)……鎖國政策の厲行(四二)……開國の國是(四三)……外交の進歩(四四)

第十七章 其の他の重要な事項……………二四三

歴史教材は個々分立すべからず(四三)……蘇我物部兩氏の争鬭蘇我氏の專横等に關する

教材(四四)……保元の亂と平氏の專横(四四)……歴史上の事蹟は彼此相關聯す(四五)

第十八章 國初より現時に至るまでの事歴の大要……………二四六

國初の意義(四六)……大日本史と神代の研究(四七)……神話と伽嘶(四七)……帝國の起原は神代にあり(四七)……皇基の遼遠(四八)……歷朝の御武徳(四八)……大和のタケル(四九)……神別と皇別(四九)……皇別神別の争(五〇)……大化の改新(五〇)……大化の改新と版籍の奉還(五一)……中大兄皇子と天位(五一)……天智天皇は新政の祖(五一)……大化の大臣は依然たる舊家(五二)……藤原不比等の權勢(五二)……人臣皇后となるの初例(五三)……藤原氏の全盛(五三)……藤原氏の頓挫(五三)……橘諸兄の僥倖(五三)……藤原氏政權恢復の運動(五四)……藤原仲麻呂の榮進(五四)……舊家の反抗(五五)……政權の争奪續々起る(五五)……奈良朝政争の一段落(五五)……光仁天皇の擁立(五五)……奈良朝末の財政(五七)……蕃別諸氏の富豪(五七)……土師氏の僥倖(五八)……蕃別高野氏の榮達(五七)……蕃別有利の時代(六〇)……長岡遷都(六〇)……遷都の計畫と秦氏の寄附(六一)……平安遷都と秦氏(六一)……平安朝初期の太平(六一)……藤原良房の榮達(六一)……藤原基經の專横(六三)……藤原氏の擅權と世の中の腐敗(六四)……莊園の意義(六四)……莊園の増加(六五)……平安朝の弊政と韓國(六六)……延喜の治の真相(六六)……延喜の戸籍(六六)……武士の興起(六六)

七……人民の貧困(三七七)……武士の勢力(三六八)……平氏藤原氏に代る(三六九)……平清盛の榮達(三六九)……藤原氏の二百年と平氏の八年(三六九)……驕る平氏は久しからず(三六九)……源頼朝武家政治を起す(三七〇)……幕府の實權北條氏に移る(三七〇)……承久の亂(三七〇)……鎌倉幕府の衰亡(三七二)……足利尊氏武家政治を再興す(三七二)……南北朝の戰亂(三七三)……戰國時代(三七三)……織田信長と豊臣秀吉(三七三)……秀吉の規模宏大(三七三)……秀吉と信長、家康と秀吉の引繼ぎ(三七三)……關が原の戰(三七四)……外様大名と譜代大名(三七四)……國史の研究と國體の尊嚴(三七五)……幕府と朝廷(三七五)……慷慨悲憤の士(三七五)……外交上の難問(三七五)……井伊大老(三七七)……討幕論起る(三七七)……蛤御門の變(三七八)……政權の返上と王政復古(三七八)……鳥羽伏見の戰(三七八)……明治戊辰の役(三七八)……版籍奉還(三七九)……廢藩置縣(三七九)……古今の三大變革(三八〇)……歴史教授上の注意(三八一)

第十九章 稍詳なる我が國發展の蹟……………二八二

高等小學校に於ける歴史教授(三八三)……報本反始の精神(三八三)……循環的教授(三八三)……歴史教授に關する新舊制度の比較(三八四)……循環教授と順進教授との利害(三八四)……稍詳の程度(三八五)……高等第三學年用教科書(三八六)

第二十章 反復練習と比較教授……………二八六

教授法の進歩(二八七)……教授法の中毒(二八七)……教授法の誤解(二八七)……豫備と復習(二八八)……反復練習の不足(二八八)……教材の難易輕重(二八九)……反復練習の機會(二八九)……反復練習の要(二九〇)……歴史は繰り返す(二九一)……溫故知新(二九一)……授業時間の數と反復練習(二九二)……比較教授の必要(二九三)……溫新知古(二九三)……比較の材料(二九三)……類似の比較(二九四)……反對の比較(二九四)

第二十一章 歴史教授と地理との關係……………二九五

歴史と地理との連絡(二九五)……地圖の使用(二九五)……地圖によりて理會を得(二九六)……地圖は最良の説明者(二九七)……歴史地圖(二九七)

第二十二章 歴史教授と年代附時代の區分……………二九八

空間と時間、地理と年代(二九八)……年代なしには歴史は成立せず(二九八)……年代觀念の不足(二九九)……信長、秀吉、家康三傑の年齢(三〇〇)……御歴代數と年代(三〇〇)……年代圖(三〇一)……機械的記憶(三〇二)……基本年代と一般の年代(三〇三)……年代は大體にて可なり(三〇三)……年代代表(三〇四)……國定教科書附録の年表(三〇四)……年表と逆算年數(三〇五)……逆算法の利害(三〇六)……順進法(三〇六)……年號の煩雜(三〇七)……改元の意義(三〇七)……辛酉革命、甲子革命(三〇七)……一年號平均五箇年未滿(三〇八)……年號と改元の年の所屬問題(三〇八)……年表より消滅する年號(三〇九)……神武天皇即位紀

元(三〇)……紀元年数の無趣味と年號(三〇)……百年代宛の數へ方(三二)……紀元の年數に関する異說(三二)……時代區分の事(三三)……各時代の境界、奈良朝と平安朝(三三)……鎌倉時代の開始年代(三三)……時代と偉人(三四)

第二十三章 結論

結論

三二五

普通教育上に於ける國史の地位(三五)……高等普通教育上の歴史(三六)……光輝ある國史の成跡(三七)

附録一 國定教科書小學日本歴史に就いて

三一九

本篇は某教育會の囑に應じて著者の講話せるもの、筆記を本として之に修正を加へたるものなり

一 緒言

三一九

教科書制度の變更(三六)……國定教科書制の採用(三七)……教科用圖書調査委員會(三〇)

二 教科書使用の順序

三二二

三十六年以前の舊制度による教科書の教材配當(三三)……義務教育の延長と教科書の編成(三三)……教科書使用の順序(三四)……新舊兩教科書教材配當の比較(三四)……歴史は古代を簡にせよとの論(三五)……我が國體と古代史(三五)

三 兒童用教科書

三二七

冊數と學年配當(三七)……尋常科用書(三七)……課題の撰び方(三八)……記傳體の利益(三八)……附録の内容(三九)……高等科用書(三九)……文明史體(三九)……附録の内容(三九)……新制高等小學校第三學年用書(四〇)……教材の範圍(四一)……外國に關する智識(四一)……附録の内容(四一)

四 教師用教科書

三三二

教師用書の必要(三三)……修身教科書との體裁の比較(三三)……說話要領欄(三三)……注意欄(三四)……備考欄(三四)

五 授業時間の配當と地方的教材の附説

三三五

授業時間配當上の注意(三五)……地方的教材の必要(三五)……小學校教育の目的と地方的教材(三五)……各地方方向の教科書(三五)……地方的教材の附説(三七)……教材の性質と授業時間の配當(三八)……郷土歴史郷土地理の教授と國定教科書(三八)……補助教材の供給(四〇)……教科書の紙數と内容との比較(四〇)……其の一例(四一)

六 教科書の文體

三四二

歴史教科書と文章(四二)……讀書力缺乏の訴(四三)……新舊教科書筆法の比較(四三)……高等小學第三學年用書(四四)……教授の方法と教科書の文體(四四)……讀ませる教科書親しませる

教科書(四六)

七 挿畫

舊新教科書挿畫の比較(四六)……挿畫と考證(四七)……挿畫の目的(四八)……挿畫の數(四八)……本文と挿畫(四九)……熊谷敦盛の圖(五〇)……如意輪堂題歌の圖(五一)……扉の俗説(五二)……龜山上皇參籠の圖(五三)……阿部比羅夫の船と遣唐使の船(五四)……挿畫と遺物遺蹟(五五)

八 教科書の分量

新舊教科書分量の比較(五四)……高等小學三學年用書の分量(五五)

九 教材の選擇

教材選擇の方針(五七)……小學校令施行規則と教材(五八)

十 御歴代表所載御治世年間の數へ方に就いて

普通の年表と國定教科書との相違(五九)……御治世年代數へ方の習慣(五九)……其の一例(五九)……其の弊害の一(五九)……其の弊害の二(六〇)……弊害の匡正(六一)

附録二 歴史教科書の分量、特に小學日本歴史と其の扱

方とに就いて

二六三

分量減少の傾向(三三)……簡單なる教科書を要求する理由(三三)……簡單なる教科書の利害(三四)……敷衍と附説(三五)……教授の方法と教科書の分量(三六)……教材の分量を定むる二標準(三七)……標準を定むる困難の一(三七)……其の二(三八)……教授の方法と教科書の分量(三九)……不均一なる兒童の能力(三九)……優等兒童と教材の分量(四〇)……少年墮落の経路の一(四〇)……俊才教育の必要(四一)……教科書分量に關する斟酌(四一)……兒童をして教科書に親しましめよ(四二)……總括(四二)

附録三 地名人名に就いて

二七六

目を以て傳ふる地名人名(三七六)……地名の文字制定(三七七)……文字過重の弊(三七七)……読み方の輕蔑(三七七)……オタとオダの相違(三七七)……読み方一定の必要(三七七)……ニホンとニッポンとの相違(三七八)……漢字と和訓(三八〇)……難讀なる國名(三八二)……攝津(三八二)……大和(三八二)……和泉(三八二)……紀伊(三八二)……近江と遠江(三八三)……上野と下野(三八三)……アイヌ語の地名と漢字(三八三)……留萌と染根(三八三)……新冠(三八三)……地名發音の轉訛(三八三)……十八女(三八三)……出雲と書いてシヤト(三八三)……樺太と書いてカラフト(三八四)……人名の音讀(三八四)……慶喜公と武揚子との訓(三八五)……人名の文字と名乘讀み(三八五)……孝の字の訓(三八五)……忠敬先生の名(三八五)……忠字の訓と敬字の訓

(三六)……宗城侯と豊信侯との訓(三七)……名乗讀みと字音(三六)……困難なる人名の音讀(三六)……通俗の讀み方(三六)……難訓字典の一例一害(三六)……三成と信雄との訓(三六)……字合の訓(三九)……武内の訓(三九)……花房公使の名(三九)……重徳公知、正陸の訓(三九)……土人の發音と地名(三九)……訛音と地名(三九)……訛音に基づける地名(三九)……宇都宮の本義(三九)……鬼怒川の本名(三九)……陸奥の讀み方(三九)……國定教科書の方針(三九)……外國の地名人名(三九)……日本訛りの字音(三九)……日本流の西洋の地名人名(三九)

附録四 曆法の改正に就き歴史上の年代の扱に關する

注意(特に孝明天皇御祭日に就いて)……………三九六

一、緒言……………三九六

陰陽兩曆の對照に關する不注意(三六)……太陰曆の曆日を直ちに太陽曆に當つるの不條理(三六)……曆日と季節の牴觸(三九)……桃の節句に桃なし(三七)……三月三日の雪降は普通(三九)……公定の曆日との關係(三九)……年の相違(三九)……閏月の當て方(三九)……太陽曆には二月の日數少し(三九)……太陰曆に三十一日なし(三九)

二、曆法改正の顛末……………三九九

曆の沿革(四〇)……改曆の詔(四〇)……改曆實施上の諸問題(四一)

三、陰陽兩曆の對照……………四〇三

太陰曆の日によれる行事を太陽曆に改むる方法(四〇)……其の一、陰陽兩曆の推歩を改む(四〇)……其の二、陰曆の日を以て直ちに陽曆の日となす(四〇)……歴史家と史上の曆日(四〇)……兩曆の對照表(四〇)……太陰曆同志の相違(四〇)……曆日の關係と事歴の興味(四〇)……赤穂義士夜襲の曆日(四〇)……井伊大老暗殺の曆日(四〇)

四、孝明天皇の御祭日……………四〇七

孝明天皇祭日に關する誤謬(四〇)……孝明天皇の崩御(四〇)

五、孝明天皇崩御の年に關する問題……………四一〇

崩御の年の疑問(四一)……太陰曆と太陽曆とは一年の相違(四一)……聖壽に關する問題(四一)……普通に行はるゝ誤解(四一)……回忌と年祭(四一)

六、孝明天皇崩御の日に關する問題……………四一四

崩御の日と崩御御發表の日との相違(四一)……死没の日を秘する習慣(四一)……國定教科書の例(四一)……孝明天皇崩御の日附(四一)……今上陛下の御孝心と崩御御發表日の訂正(四一)……御祭日に關する感慨(四一)

- 七、親鸞上人の入滅日其他の諸例……………四一九
親鸞上人の入滅日(四七)……東西本願寺に於ける忌日の相違(四七)……親鸞上人六百五十年
忌舉行の年(四三〇)……赤穂義士の仇討の年(四三〇)……維新大號令發表の年(四三〇)
- 八、日本の暦日を西洋紀元に引き當てる時の注意……………四二一
年に關する和洋記録の異同(四三二)……日本紀元と西洋紀元との比較(四三二)……太陰暦と日本
紀元(四三三)……西洋史を日本紀元にて表はす時の注意(四三三)

國史の教育目次終

天照大神乃ち天津彦彦火瓊瓊杵尊に入坂瓊曲玉及び八咫鏡
草薙劍の三種の寶物を賜ふ。又、中臣の上祖天兒屋命、忌部の上
祖太玉命、猿女の上祖天鈿女命、鏡作の上祖石凝姥命、玉作の上
祖玉屋命、凡て五部神をして配へ侍らしめ給ふ。因つて皇孫に
勅してのたまはく、

葦原千五百秋之瑞穗國は是れ吾が子孫の王たるべ
き地なり。宜しく爾皇孫就いて治らせ。行け。寶祚の隆
えまさんこと、當さに天壤と窮り無かるべし。

大物主の神事代主の神、相共に八十萬の神を引ゐて天に詣づ。大神ことに賞め給ひき。よろしく八十萬の神を領して皇孫を護りまつれとて、先づ返し下し給ひけり。其の後天照大神高皇產靈尊、相計りて皇孫を降し給ふ。八百萬の神、勅を承けて御供に仕うまつる。諸神の上首三十二神あり。其の中に、五部の神と云ふは、天兒屋命（天照大神の孫）、中臣天太玉命（天照大神の孫）、天鈿女命（天照大神の孫）、石凝姥命（天照大神の孫）、玉屋命（天照大神の孫）なり。此の中にも、中臣忌部の二神は、むねとの神勅を承けて皇孫を扶け護り給ふ。又三種の神寶を授けまします。先づ豫め皇孫に勅して宣たまはく、葦原の千五百秋の瑞穂の國は我が子孫の主たるべき地なり。宜しく爾皇孫就いて治らせ。行け寶祚の隆、天壤と窮りなかるべし。と。又大神御手に寶鏡を持ち給ひ、皇孫に授けて、祝ぎて、吾が兒此の寶鏡を視んこと、なほ我を視るが如くなるべし。與に床を同うし、殿を共にし、以て齋の鏡となすべし。と宣たまふ。八坂瓊の曲玉、天の叢雲の劍を加へて三種とす。又此の鏡の如くに分明なるを以て天下に照臨し給へ。八坂瓊の廣がれるが如く、曲妙を以て天下を治しめせ。神劍を提げて順はぬ者を平げ給へ。と勅りまします。とぞ。此の國の神寶として、皇統一種正しくましますこと、誠に是等の勅に見えたり。

（北畠親房神皇正統記）

文武天皇即位の宣命

現御神止大八島國所知天皇御命良麻呂詔大命乎集侍
皇子等王臣百官人等天下公民諸聞食止詔高天原
爾事始而遠天皇祖御世中今至麻呂氏天皇御子之阿禮
坐牟彌繼繼爾大八島國將知次止天都神乃御子隨母
天坐神之依之奉之隨聞看來此天津日嗣高御坐之業
止現御神止大八島國所知倭根子天皇命授賜比負賜
布貴支高支廣支厚支大命乎受賜利恐坐豆此乃食國
天下乎調賜比平賜比天下乃公民乎惠賜比撫賜奈母止
隨神所思行止久詔天皇大命乎諸聞食止詔是以百官

人等、四方食國、平治奉止、任賜、國々宰等、爾至、天
 皇朝廷、敷賜行賜、國法、平過犯事、無久、明支、淨支、直支
 誠之心、以而、御稱稱、而緩怠事、無久、務結、而仕奉、止、詔大
 命、平、諸聞食、止、詔、故、爾、如此之狀、平、聞食、悟、而、欵、將、仕、奉
 人者、其、仕、奉、狀、隨、品、品、讚、賜、上、賜、治、將、賜、物、止、詔、天
 皇大命、平、諸聞食、止、詔。

天皇の位に即き給ふや高御座に御して天日嗣しろしめすことを周ねく親王
 諸王以下公卿百官庶民に告げ給ふ。宣命の文孰れも大同にして少異あり。今謹
 みて其の一を録し奉る。

五箇條の御誓文

- 一 廣ク會議ヲ興シ萬機公論ニ決スヘシ
 - 一 上下心ヲ一ニシテ盛ニ經綸ヲ行フヘシ
 - 一 官武一途庶民ニ至ル迄各其志ヲ遂ケ人心ヲシテ倦
マサラシメン事ヲ要ス
 - 一 舊來ノ陋習ヲ破リ天地ノ公道ニ基クヘシ
 - 一 智識ヲ世界ニ求メ大ニ皇基ヲ振起スヘシ
- 我國未曾有ノ變革ヲ爲ントシ 朕躬ヲ以テ衆ニ先ンシ
 天地神明ニ誓ヒ大ニ斯國是ヲ定メ萬民保全ノ道ヲ立ン
 トス衆亦此旨趣ニ基キ協心努力セヨ

年號月日 御諱

三月十四日南殿ニ於テ

天神地祇御誓祭被爲在公卿諸侯會同就約ノ次第抄録

一天皇出御

御祭文讀上 總裁職勤之三條大納言

一天皇御神拜

親ク幣帛ノ玉串ヲ奉獻シタマフ

一御誓書讀上 總裁職勤之

一公卿諸侯就約

但一人宛中央ニ進ミ先ツ

神位ヲ拜シ

御座ヲ拜シ而後執筆加名

誓約ノ文左ノ如シ

勅意宏遠誠ニ以テ感銘ニ不堪今日ノ急務永世ノ基礎此他ニ出ヘカラス

臣等謹テ 敎旨ヲ奉戴シ死ヲ誓ヒ黽勉從事冀クハ以テ 宸襟ヲ安シ奉ラン

慶應四年元○明治戊辰三月

總裁 名 印
諸公卿 各名印

陸海軍人に賜はりたる勅諭

我國の軍隊は世々天皇の統率し給ふ所にそある昔神武
 天皇躬つから大伴物部の兵ともを率ゐ中國のまつろは
 ぬものともを討ち平け給ひ高御座に即かせられて天下
 しろしめし給ひしより二千五百有餘年を経ぬ此間世の
 様の移り換るに隨ひて兵制の改革も亦屢なりき古は天
 皇躬つから軍隊を率ゐ給ふ御制にて時ありては皇后皇
 太子の代らせ給ふこともありつれと大凡兵權を臣下に
 委ね給ふことはなかりき中世に至りて文武の制度皆唐
 國風に倣はせ給ひ六衛府を置き左右馬寮を建て防人な
 と設けられしかは兵制は整ひたれとも打續ける昇平に
 狂れて朝廷の政務も漸文弱に流れければ兵農おのつか

ら二に分れ古の徴兵はいつとなく壯兵の姿に變り遂に
武士となり兵馬の權は一向に其武士どもの棟梁たる者
に歸し世の亂と共に政治の大權も亦其手に落ち凡七百
年の閒武家の政治とはなりぬ世の様の移り換りて斯な
れるは人力もて挽回すへきにあらずとはいひながら且
は我國體に戻り且は我祖宗の御制に背き奉り淺閒しき
次第なりき降りて弘化嘉永の頃より徳川の幕府其政衰
へ剩外國の事とも起りて其侮をも受けぬへき勢に迫り
ければ朕か皇祖仁孝天皇皇考孝明天皇いたく宸襟を惱
し給ひしこそ忝くも又惶けれ然るに朕幼くして天津日
嗣を受けし初征夷大將軍其政權を返上し大名小名其版
籍を奉還し年を経すして海内一統の世となり古の制度

に復しぬ是文武の忠臣良弼ありて朕を補翼せる功績な
り歴世祖宗の專蒼生を憐み給ひし御遺澤なりといへど
も併我臣民の其心に順逆の理を辨へ大義の重きを知れ
るか故にこそあれされは此時に於て兵制を更め我國の
光を耀さんと思ひ此十五年か程に陸海軍の制をは今の
様に建定めぬ夫兵馬の大權は朕か統ふる所なれば其司
司をこそ臣下には任すなれ其大綱は朕親之を攬り肯て
臣下に委ぬへきものにあらず子々孫々に至るまで篤く
斯旨を傳へ天子は文武の大權を掌握するの義を存して
再中世以降の如き失體なからんことを望むなり朕は汝
等軍人の大元帥なるそされは朕は汝等を股肱と頼み汝
等は朕を頭首と仰きてそ其親は特に深かるへき朕か國

家を保護して上天の恵に應じ祖宗の恩に報いまるらす
る事を得るも得ざるも汝等軍人か其職を盡すと盡さ
るとに由るそかし我國の稜威振はさることあらは汝等
能く朕と其憂を共にせよ我武維揚りて其榮を耀さは朕
汝等と其譽を偕にすへし汝等皆其職を守り朕と一心に
なりて力を國家の保護に盡さは我國の蒼生は永く太平
の福を受け我國の威烈は大に世界の光華ともなりぬへ
し朕斯も深く汝等軍人に望むなれば猶訓諭すへき事こ
そあれいてや之を左に述へむ

一軍人は忠節を盡すを本分とすへし凡生を我國に稟く
るもの誰かは國に報ゆるの心なかるへき況して軍人
たらん者は此心の固からては物の用に立ち得へしと

も思はれず軍人にして報國の志堅固ならさるは如何
程技藝に熟し學術に長するも猶偶人にひとしかるへ
し其隊伍も整ひ節制も正くとも忠節を存せさる軍隊
は事に臨みて烏合の衆に同かるへし抑國家を保護し
國權を維持するは兵力に在れば兵力の消長は是國運
の盛衰なることを辨へ世論に惑はず政治に拘らす只
只一途に己か本分の忠節を守り義は山嶽よりも重く
死は鴻毛よりも輕しと覺悟せよ其操を破りて不覺を
取り汚名を受くるなかれ

一軍人は禮義を正くすへし凡軍人には上元帥より下一
卒に至るまで其間に官職の階級ありて統屬するのみ
ならず同列同級とても停年に新舊あれば新任の者は

舊任のものに服従すへきものそ下級のものは上官の命を承ること實は直に朕か命を承る義なりと心得よ己か隸屬する所にあらずとも上級の者は勿論停年の己より舊きものに對しては總へて敬禮を盡すへし又上級の者は下級のものに向ひ聊も輕侮驕傲の振舞あるへからず公務の爲に威嚴を主とする時は格別なれとも其外は務めて懇に取扱ひ慈愛を專一と心掛け上下一致して王事に勤勞せよ若軍人たるものにして禮儀を紊り上を敬はず下を惠ますして一致の和諧を失ひたらんには番に軍隊の蠱毒たるのみかは國家の爲にもゆるし難き罪人なるへし

一軍人は武勇を尙ふへし夫武勇は我國にては古よりいとも貴へる所なれば我國の臣民たらんもの武勇なくては叶ふまし況して軍人は戰に臨み敵に當るの職なれば片時も武勇を忘れてよかるへきかさはあれ武勇には大勇あり小勇ありて同からず血氣にはやり粗暴の振舞なとせんは武勇とは謂ひ難し軍人たらんものは常に能く義理を辨へ能く膽力を練り思慮を殫して事を謀るへし小敵たりとも侮らす大敵たりとも懼れず己か武職を盡さむこそ誠の大勇にはあれされは武勇を尙ふものは常々人に接るには溫和を第一とし諸人の愛敬を得むと心掛けよ由なき勇を好みて猛威を振ひたらは果は世人も忌嫌ひて豺狼などの如く思ひなむ心すへきことにこそ

一軍人は信義を重んずへし凡信義を守ること常の道にはあれとわきて軍人は信義なくては一日も隊伍の中に交りてあらんこと難かるへし信とは己か言を踐行ひ義とは己か分を盡すをいふなりされは信義を盡さむと思は、始より其事の成し得へきか得へからざるかを審に思考すへし臆氣なる事を假初に諾ひてよし

退谷りて身の措き所に苦むことあり悔ゆとも其詮なし始に能々事の順逆を辨へ理非を考へ其言は所詮踐むへからすと知り其義はとても守るへからすと悟りなは速に止るこそよけれ古より或は小節の信義を立てんとて大綱の順逆を誤り或は公道の理非に踏迷ひ

て私情の信義を守りあたら英雄豪傑ともか禍に遭ひ身を滅し屍の上の汚名を後世まで遺せること其例尠からぬものを深く警めてやはあるへき

一軍人は質素を旨とすへし凡質素を旨とせされは文弱に流れ輕薄に趨り驕奢華靡の風を好み遂には貪汚に陥りて志も無下に賤くなり節操も武勇も其甲斐なく世人に爪はしきせらるゝ迄に至りぬへし其身生涯の不幸なりといふも中々愚なり此風一たひ軍人の間に起りては彼の傳染病の如く蔓延し士風も兵氣も頓に衰へぬへきこと明なり朕深く之を懼れて曩に免黜條例を施行し略此事を誠め置きつれと猶も其惡習の出んことを憂ひて心安からぬは故に又之を訓ふるそか

し汝等軍人ゆめ此訓誡を等閑に交思ひそ

右の五ヶ條は軍人たらんもの暫も忽にすへからずさて之を行はんには一の誠心こそ大切なれ抑此五ヶ條は我軍人の精神にして一の誠心は又五ヶ條の精神なり心誠ならされは如何なる嘉言も善行も皆うはへの裝飾にて何の用にかは立つへき心たに誠あれは何事も成るものそかし況してや此五ヶ條は天地の公道人倫の常經なり行ひ易く守り易し汝等軍人能く朕か訓に遵ひて此道を守り行ひ國に報ゆるの務を盡さは日本國の蒼生舉りて之を悦ひなん朕一人の懌のみならんや

明治十五年一月四日

御名

憲法發布勅語並に上諭

朕國家ノ隆昌ト臣民ノ慶福トヲ以テ中心ノ欣榮トシ朕カ祖宗ニ承クルノ大權ニ依リ現在及將來ノ臣民ニ對シ此ノ不磨ノ大典ヲ宣布ス

惟フニ我カ祖我カ宗ハ我カ臣民祖先ノ協力輔翼ニ倚リ我カ帝國ヲ肇造シ以テ無窮ニ垂レタリ此レ我カ神聖ナル祖宗ノ威徳ト竝ニ臣民ノ忠實勇武ニシテ國ヲ愛シ公ニ殉ヒ以テ此ノ光輝アル國史ノ成跡ヲ貽シタルナリ朕我カ臣民ハ即チ祖宗ノ忠良ナル臣民ノ子孫ナルヲ回想シ其ノ朕カ意ヲ奉體シ朕カ事ヲ獎順シ相與ニ和衷協同シ益我カ帝國ノ光榮ヲ中外ニ宣揚シ祖宗ノ遺業ヲ永久

ニ鞏固ナラシムルノ希望ヲ同クシ此ノ負擔ヲ分ツニ堪
フルコトヲ疑ハサルナリ

朕祖宗ノ遺烈ヲ承ケ萬世一系ノ帝位ヲ踐ミ朕カ親愛ス
ル所ノ臣民ハ即チ朕カ祖宗ノ惠撫慈養シタマヒシ所ノ
臣民ナルヲ念ヒ其ノ康福ヲ増進シ其懿德良能ヲ發達セ
シメムコトヲ願ヒ又其ノ翼賛ニ依リ與ニ俱ニ國家ノ進
運ヲ扶持セムコトヲ望ミ乃チ明治十四年十月十二日ノ
詔命ヲ履踐シ茲ニ大憲ヲ制定シ朕カ率由スル所ヲ示シ
朕カ後嗣及臣民及臣民ノ子孫タル者ヲシテ永遠ニ循行

國家統治ノ大權ハ朕カ之ヲ祖宗ニ承ケテ之ヲ子孫ニ傳
フル所ナリ朕及朕カ子孫ハ將來此ノ憲法ノ條章ニ循ヒ
之ヲ行フコトヲ愆ラサルヘシ
朕ハ我カ臣民ノ權利及財産ノ安全ヲ貴重シ及之ヲ保護
シ此ノ憲法及法律ノ範圍内ニ於テ其ノ享有ヲ完全ナラ
シムヘキコトヲ宣言ス

帝國議會ハ明治二十三年ヲ以テ之ヲ召集シ議會開會ノ
時ヲ以テ此ノ憲法ヲシテ有効ナラシムルノ期トスヘシ
將來若此ノ憲法ノ或ル條章ヲ改定スルノ必要ナル時宜
ヲ見ルニ至ラハ朕及朕カ繼續ノ子孫ハ發議ノ權ヲ執リ
之ヲ議會ニ付シ議會ハ此ノ憲法ニ定メタル要件ニ依リ

之ヲ議決スルノ外朕カ子孫及臣民ハ敢テ之カ紛更ヲ試
ミルコトヲ得サルヘシ

朕カ在廷ノ大臣ハ朕カ爲ニ此ノ憲法ヲ施行スルノ責ニ
任スヘク朕カ現在及將來ノ臣民ハ此ノ憲法ニ對シ永遠
ニ從順ノ義務ヲ負フヘシ

御名 御璽

明治二十二年二月十一日

教育に關する勅語

朕惟フニ我カ皇祖皇宗國ヲ肇ムルコト宏遠ニ徳ヲ
樹ツルコト深厚ナリ我カ臣民克ク忠ニ克ク孝ニ億
兆心ヲ一ニシテ世々厥ノ美ヲ濟セルハ此レ我カ國
體ノ精華ニシテ教育ノ淵源亦實ニ此ニ存ス爾臣民
父母ニ孝ニ兄弟ニ友ニ夫婦相和シ朋友相信シ恭儉
己レヲ持シ博愛衆ニ及ホシ學ヲ修メ業ヲ習ヒ以テ
智能ヲ啓發シ徳器ヲ成就シ進テ公益ヲ廣メ世務ヲ
開キ國憲ヲ重シ國法ニ遵ヒ一旦緩急アレハ義勇公
ニ奉シ以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ是ノ如キ

ハ獨リ朕カ忠良ノ臣民タルノミナラス又以テ爾祖
 先ノ遺風ヲ顯彰スルニ足ラン
 斯ノ道ハ實ニ我カ皇祖皇宗ノ遺訓ニシテ子孫臣民
 ノ俱ニ遵守スヘキ所之ヲ古今ニ通シテ謬ラス之ヲ
 中外ニ施シテ悖ラス朕爾臣民ト俱ニ拳々服膺シテ
 咸其德ヲ一ニセンコトヲ庶幾フ

明治二十三年十月三十日

御名 御璽

戊申 詔書

朕惟フニ方今人文日ニ就リ月ニ將ミ東西相倚リ彼
 此相濟シ以テ其ノ福利ヲ共ニス朕ハ爰ニ益々國交ヲ
 修メ友義ヲ惇シ列國ト與ニ永ク其ノ慶ニ賴ラムコ
 トヲ期ス願ミルニ日進ノ大勢ニ伴ヒ文明ノ惠澤ヲ
 共ニセムトスル固ヨリ内國運ノ發展ニ須ツ戰後日
 尙淺ク庶政益々更張ヲ要ス宜ク上下心ヲ一ニシ忠實
 業ニ服シ勤儉產ヲ治メ惟レ信惟レ義醇厚俗ヲ成シ
 華ヲ去リ實ニ就キ荒怠相誠メ自彊息マサルヘシ
 抑我カ神聖ナル祖宗ノ遺訓ト我カ光輝アル國史ノ

成跡トハ炳トシテ日星ノ如シ寔ニ克ク恪守シ淬礪
 ノ誠ヲ輸サハ國運發展ノ本近ク斯ニ在リ朕ハ方今
 ノ世局ニ處シ我カ忠良ナル臣民ノ協翼ニ倚藉シテ
 維新ノ皇猷ヲ恢弘シ祖宗ノ威徳ヲ對揚セムコトヲ
 庶幾フ爾臣民其レ克ク朕カ旨ヲ體セヨ

二四

御名 御璽

明治四十一年十月十三日

現在皇室御略譜

崇光天皇—榮仁親王—貞成親王
(後崇光院)

後花園天皇—後土御門天皇—後柏原天皇—後奈良天皇—正親町天皇

誠仁親王(陽光院)—後陽成天皇—後水尾天皇—靈元天皇

東山天皇—直仁親王—典仁親王(慶光天皇)—光格天皇—仁孝天皇—孝明天皇

今上天皇

御名 睦仁
御降誕 嘉永五年九月二十二日(陽曆十一月三日)
 御踐祚 慶應三年正月九日
 御即位 明治元年八月二十七日

皇后

御名 美子ハルコ
從一位一條忠香第三女
 御誕生 嘉永三年四月十七日(陽曆五月二十八日)
 皇后宣下 明治元年十二月二十八日

第二皇子
 皇太子嘉仁親王 御誕生 明治十二年八月三十一日
立太子 明治二十二年十一月三日
 皇太子妃節子 從一位九條道孝第四女
御誕生 明治十七年六月二十五日
御入輿 明治三十三年五月十日

裕仁親王 (迪宮) 御誕生 明治三十四年四月二十九日
 雍仁親王 (淳宮) 御誕生 明治三十五年六月二十五日
 宣仁親王 (光宮) 御誕生 明治三十八年一月三日
 第六皇女
 昌子內親王 (常宮) 御誕生 明治二十一年九月三十日
竹田宮恒久王妃 (竹田宮へ重出)
 第七皇女
 房子內親王 (周宮) 御誕生 明治二十三年一月二十八日
北白川宮成久王妃 (北白川宮へ重出)
 第八皇女
 九子內親王 (富美宮) 御誕生 明治二十四年八月七日
朝香宮鳩彦王妃 (朝香宮へ重出)
 第九皇女
 聰子內親王 (泰宮) 御誕生 明治二十九年五月十一日

(有栖川宮)
 職仁親王 — 織仁親王 — 韶仁親王 — 熾仁親王

熾仁親王 妃 溝口直博第七女
 董子 妃 前田慶寧第四女
 威仁親王

(伏見宮)
 貞常親王 — 邦高親王 — 貞敦親王 — 邦輔親王 — 邦房親王 — 貞清親王
 邦尙親王 — 貞致親王 — 邦永親王 — 貞建親王 — 邦賴親王 — 貞敬親王

邦家親王 — 文秀女王
 (小松宮) 彰仁親王
 賴子 有馬賴成第一女

(北白川宮)

能久親王
恒久王
恒徳王

妃トミコ

富子
島津久光養女
伊達宗徳第二女

昌子内親王
今上天皇第六皇女

成久王
永久王

房子内親王
今上天皇第七皇女

輝久王

武子女王

擴子女王

(伏見宮)

貞愛親王

利子女王

有栖川織仁親王
第四女

妃ツネコ

經子
徳川慶喜第九女

博恭王

博義王

恭子女王

博忠王
(華頂宮)

博信王

敦子女王

知子女王

邦芳王

(閑院宮)

載仁親王

智恵子
三條實美第二女

恭子女王

茂子女王

季子女王

春仁王

寛子女王

華子女王

(東伏見宮)

依仁親王

妃カネコ
周子
岩倉具定第一女

菊麿王

常子
島津忠義第三女

武彦王

芳麿王

安子女王

藤麿王

萩麿王

茂麿王

(山階宮)

晃親王

(山階宮)

菊麿王

常子
島津忠義第三女

武彦王

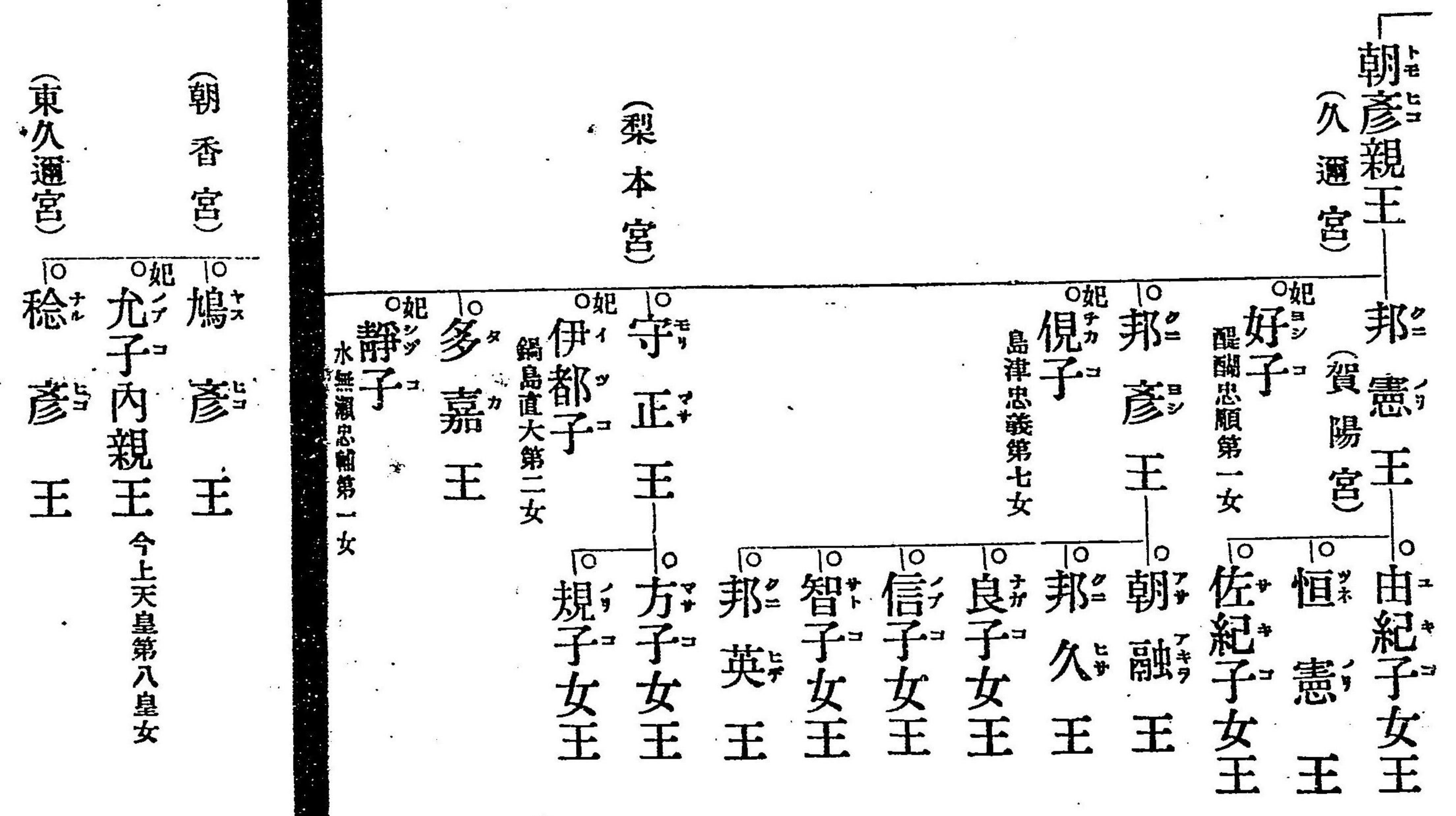
芳麿王

安子女王

藤麿王

萩麿王

茂麿王



(朝香宮)

(東久邇宮)

右は皇室現在の御繁榮を示し奉らんが爲に纂輯御系圖及び皇室略牒によりて、現存の御方々及び其の御系統を表はし奉らんが爲に作れるものなり。

現在の皇室には天皇・皇后兩陛下、皇太子・皇太子妃兩殿下、三皇孫殿下、一内親王殿下の外、十四の宮家を通じて總べて六十四柱の方々あります。右の御略譜に於て「○」印を右肩に附して表はし奉れるは即ち此の方々なり。

右の御略譜は御血統を主として、表はし奉りたれば、宮家の御繼承に於ては十分に之を示すこと能はざる場合あり。見る人誤るなきを要す。

君が代は

千代に八千代に

さざれ石の

いはほとなりて

こけのむすまで

國史の教育

文學博士 喜田貞吉 述

我が國は世界
の最舊國

第一章 緒言

世界廣く國多しと雖も、我が國程古く、我が國程立派な歴史を有して居る國はない。支那が古いまの埃及が古いのと云つた所で、それは其の地方が早く開けたと云ふだけで、國は始終變つて居る。支那では愛親覺羅氏あひねが明朝に代つて現在の清朝の帝國を立てた時から數ふれば、僅に二百五十年にしかならぬ。埃及に至つては、今では國として存在して居ると云つて宜いかどうか分からぬ程ではないか。然るに我が國には、人智を以て知る事の出來ない様な、遠いい以前いの

萬世一系の
皇統

時代から、換言すれば有史以前の時代から、上に萬世一系の天皇がましく、皇統は連綿と引續いて盡くる期なく、歴代の天皇仁慈にして、常に國利民福の増進を圖つて居られる。又、下には之に伴つて、建國以來の血統を承け繼いだ國民が、常に君に忠を盡くし、親に孝を申ね、祖先の愛してた國家を愛して嘗て變る事がない。時に國勢上多少の隆替はあつたと云へ、大體に於て常に進歩發展の状態を持續し、未だ一度も外國の侮を受けた事なくして、今日に及んで居るのである。斯くの如き善美なる國史を有する國は地球上一も他に類例を求むる事が出来ない。是れ實に我等國民の誇とすべき所で、我等は是に由つて益、感奮興起し、祖先の遺風を顯彰して、愈、國運の發展を期せねばならない。併し、人學ばざれば則ち事に暗く、斯かる善美なる國に生れて居ても、其の歴

善美なる國
史

國史の教育
の必要

祖先の偉業
と子孫の奮
發

史を教へられなければ、自ら我が國の善美なる事を知らないうて濟んでしまふ。随つて感奮興起するの機會もなく、徒らに醉生夢死して此の世を終る事がないとも限らない。是れ國史の教育の必要なる所以である。昔者源九郎牛若丸は、幼時鞍馬山に居て己が家の系圖を見、是より大いに奮發して遂に彼の如き偉人となつたと云ふ。是は父祖の立派なるを知つて、之が爲に動かされた結果であるまいか。若し牛若丸にして何等父祖に就き知る所がなかつたならば、彼は遂に一の勝れたる僧侶と云ふだけで終つたかも知れない。若し又假りに其の父祖が極めてつまらぬ者であつたとしたならば、彼は或は自暴自棄して、己も遂につまらぬ者と成つてしまつたかも知れない。此の點に於て我が國の歴史は、實に國民教育の材料として極めて適當なものである。世界の文

善良なる人
と善良なる
國民

明の諸國、何れも普通教育に於て其の國史を授けない所はない。併しながら、之を以て善良なる國民を養成するの資となす事に於て、我が國史の如く適當なるものは決して他に於て見る事が出來ないのである。西洋諸國にあつては多くは宗教によつて人民の道德を維持せんとして居る。併しながら、宗教は單に善良なる人を作るに適して、「善良なる國民」を作るには多少遺憾の點がある。人間固より善良なる人であればならぬ。併し苟も國家を組織し、其の存立を必要とする以上、其の國民たる者は、必ず其の國民として善良なる者でなければならぬ。事は無論である。所で幸なる哉我が國では、普通教育に於て修身科に伴ふに此の國史の教育を以てし、以てよく理想的の「善良なる國民」を作る事が出来るのである。我が國史の教育は、實に他のあらゆる國に於ける國

教育家の覺
悟

史の教育よりも意味が深遠で、其の効能が顯著である。随つて之を教授する者は、必ず此の日本歴史科を以て他の諸國に於ける歴史科よりも重んじ、之を取り扱ふ上に於ても特別の覺悟がなければならぬ。以下説く所の「國史の教育」は、普通教育に従事する人々が兒童に國史を授くるに當つて要する覺悟を説き、兼て歴史教材の扱方に關する注意を述べ、以て教師の參考に供せんとするのである。

第二章 學問としての歴史

歴史の分類

一と口に歴史と云ふ中にも、學問として研究する歴史と、一般に世人の目に映ずる歴史と、之を普通教育に應用する場合の歴史とは、餘程其の間に區別がなければならぬ。先づ學問として研究する側の歴史とは即ち所謂純正史學で、其の

純正史學

説明は甚だ簡単に、且、甚だ容易である。之を一口に云へば、少しの飾り氣もなく、又少しの遠慮會釋もなく、過去の事實有りの儘を、明かにすると云ふだけで盡きて居る。もとく史上の事蹟は決して簡單なものゝみではない。一見簡單に見えるものでも、よく之を研究して見ると、他の事實と種々入り組んだ關係を有して、甚だ複雑した現象である場合が多い。それ等の關係を精しく調査研究して過去の事歴の真相を明かにするのが即ち學問としての歴史である。純正史學である。随つて、之を研究する事は頗る複雑でも、其の説明は極めて簡單だ。少しも他を顧みる事なく、裸體の儘の事實其のものを明かにさへすれば、それで學問としての歴史の任務は盡きて居る。あの人は誠に立派だと世間に信ぜられて居る偉人だ。あゝ云ふ人に斯様な事のあつた事が世に知

純正史學は
偏頗心を容
れず

純正史學に
は批評を要
せず

れては氣の毒だ。偉人に瑕瑾がつく故。是は内證にして置くが宜からうと云ふ様な偏頗心があつては、それは眞の歴史研究にはならぬ。彼奴は憎い奴だ。あゝ云ふ奴は十分其の罪惡を搜し出して筆誅するが宜いと云ふ様な偏頗心を容れてはならぬ。悪い奴と思ふ人にも立派な行爲があれば其の行爲を十分明かに研究する。善人と信ぜられて居る人に瑕瑾があつても遠慮は出來ぬ。大體是は善い人だ、彼は悪い人だ。是は結構な事だ、彼は不埒の事だなど云ふ批評の要もない。詰り學問としての歴史は、事實有りの儘を明かにすれば宜いので、正確なる史料により、取るべきは取り、捨つべきは捨て、少しの遠慮も會釋も加へてはならぬのである。歴史上の人物だとして別に現在の人物と變つた譯のものでない。如何に古代だからとて、さう百人力のある人や、神様の様によ

く何もかにも通じた人があつた譯のものでもない。過去の時代の人は矢張り今日我々が普通に世間に於て見るが様なもので、過去の社會も亦現時の普通の人間社會と同様であるとして、其の真相を研究するのが即ち學問としての歴史である。

第三章 世俗の目に映ずる歴史

學問としての歴史は前述の如く、過去の人物を見る猶今日の人物を見るが如く、少しも修飾する事なしに其の真相を明かにせんとするのであるが、併しながら、世人が普通に過去の人物其の他過去の事蹟に就いて考へて居る所は、學問として歴史を研究した人々の目に映ずる所とは頗る趣を異にして、餘程偏頗なものになつて居る。随つて之が爲に事

偏頗なる觀察

古代の事蹟と遠方の事物

實の真相を失ふ所が甚だ多い。之を人物に就いて云へば、先づ大體に於て善い人ならば、其の人の實際よりも餘程善い人の様に之を觀察する所が之に反して其の人が大體に於ては悪い人だと云ふ事になると、是れ亦實際よりも餘程悪い人の様に考へるのが常だ。元來人が遠く離れた時代のものを見るは、尙遠方のものを見るが如き譯で、其の細かい所は分からず、著しい所のみ目に着く。其の目に着いたものを土臺として、更に種々の想像を逞しうし、自己の空想で以て細かい所までも整つた人物を腦裏に描いて見る。是は人情の然らしむる所で、洵に已むを得ない。何でも著しい事になると當人の思想からして其の上に餘程の附け加へをして之を考へる。其の代り、つまりらぬ事となると事實ある事でも之を閑却してしまふ。詰り人物なり事件なりの真相はよく

空想より作
り出したる
人物と實在
の人物

分らないで、自分の考を加味して過去の人物なり事件なりを判断するのである。換言すれば、勝手に人なり事なりを自分の頭で拵へて、勝手に之を毀譽褒貶して居るのである。判断されて居る御當人は陰で迷惑して居るのもあらう。或は内々舌を出して居るのがあるかも知れない。是が普通に世人が過去の事歴に對して下す見解である。本當の人間であつて見れば、今日お互ひに見る様な譯であつて、決して頭の先から足の先まで完全無缺なと云ふ人もない代りに、頭の先から足の先まで極端に悪い人と云ふのも少い。彼奴は本當に悪い奴ぢやと云はれて居る人でも屢、感心な事をして居る。彼の人は中々感心な人ぢやと云はれて居る人でも時としては打ち明けて人に話せない様な事を考へる場合がないとも云へぬ。所が、是が歴史上の人物となると、目立た

俗眼に映ず
る過去の善
人と悪人

ないものは消えてしまつて、目立つものばかりが益著しくなる。大體に於て善かつた人ならば其の人は大變に善い人となる。たまに其の人の悪い事を心付いた人があつても、遂には憚つて云はない様になつてしまふのだ。強いて之を云はふとすると、昔の偉人の美德を傷けるとか何とか云つて世間から攻撃される。さう云ふ様な次第で、其の人の缺點は次第に忘れられて、善い事ばかりが益、目に立つて来る。で、年を経るに従つて、段々其の人格が變つて來て、終には非常に久しい年代を経過すると、之が神様になつてしまふ。之と反對に、若しそれが悪い人であつたならば、少々位の善い事があつてもそれは消えてしまつて、悪い事ばかりが著しくなる。歴史家がたまに其の善い事を見付けて發表でもすると、彼は悪人の肩を持つ奴だと攻撃される。まるで其の歴史家

芝居の善人と悪人

偏頗なる觀察の妙味

「貌を以て人を取る之を子羽に失す」

までが悪人の仲間であるかの如くに待遇される。そこで、其の人の善い事に心付いた者があつても憚つて口外せぬ。次第に悪い事だらけになつて、終には悪魔になつてしまふのである。芝居などになると、其の人の顔まで變つて來る。善い人ならば色の白い優しい顔で、一目見てもなつかしい氣がする。悪い人ならば色からして赤黒く、一目見ても誠に恐しい様な顔になる。顔で人間の善悪がさう簡単に判断されるものならば、世渡りするのも容易いもので、孔子も「貌を以て人を取る之を子羽に失す」などと愚痴をこぼされはしなかつたであらうが、實際にはさうは參らぬ。是が普通の人情から、世俗の人が史上の人物に對する判断の仕方を示して居るので、それでは到底本當の判断は出來ないのである。出來ないのであるが、實は其の出來ない所に妙味がある。學問

として歴史を研究する側から言へば、成るべくさう云ふ人情を去つて、少しも飾氣のない、少しも遠慮のない所を明かにしなければならぬけれども、世人が人情の爲に幾らか誇張して觀察して居る所が、却つて教育上に應用する場合に妙味の存する所となるのである。

第四章 普通教育上に應用する場合の歴史

應用史學

前述の如く、普通に世人の目に映ずる歴史は往々事實を誇張して、其の真相を得て居らぬ場合のあるものであるが、それを教育上に應用する事となると、其の方が却つて妙味のある事になつて來るのだ。純正史學の目から見ると間違つた判断であつても、普通教育には時として却つて利用せられる。尤も、同じく一口に教育と云つても、政治家を養成す

普通教育と
國民の養成

る様な種類の特殊の教育ならば、それは所謂温故知新で、過去の真相を知つて未然を察する料とする必要があるから、事歴の真相を明かにせねばならぬ。併しながらこゝに言はんとする所のものは普通教育である。普通教育上にあつては歴史家を作るのでもなければ、政治家を作るのでもない。善いなる日、本國民を養成するのが目的であるから、敢て歴史上の精密なる知識を必要とせぬ。重箱の隅を楊枝でほじくる様な事は必要でない。元來我が日本の歴史は他國の歴史から見ると實に比較にならぬ程善美なものである。非常に立派な歴史を我々日本國民は持つて居るのである。けれども、是は其の大體に就いて言ふ所で、其の細目に亘つて細かに之を研究して見ると、時として多少如何はしい事がないてもない。大體に於て我が歴代の天皇は何れも聖徳の君

大綱と細目

にまします事は申すまでもない。けれども、勅撰の日本書紀を繙いて見ると祖宗列聖の中にも、雄略天皇や武烈天皇の御上に就いては、恐れ多い事などを忌憚なく記してある。陽成天皇の御上に就いても亦種々の説が傳はつて居る。保元の亂では崇徳上皇と後白河天皇とが御兄弟の間で御争ひになつて居る。是等は何れも多少の説明を要する事で、殊に武烈天皇の御事の如きは全くの誤解ではあるけれども、併し尙ら尙後世兎角の批評を免れ給はぬ。又日本國民は、大體に於て所謂億兆心ヲ一ニシテ世々厥ノ美ヲ濟して居るのであるけれども、時としては尙其の心を一にしないで謀反する様な者もある。随分亂暴なる事をして世人に迷惑をかけた者もある。併しながら是等は細かい事で、大體に於て我國の歴史は實に善美なものである。此の大體と云ふ所に

光輝ある國
史の成跡

着目する世俗の觀察眼が、普通教育上最も必要だ。光輝ある國史の成跡は炳として日星の如きもので、縱令時には少々如何はしい事があつたとしても、それは雲霧に蔽はれて一時日星が稍、其の光を隠した様なものだ。やがて再び光明赫赫たるものとなり、決して其の炳たる本體を失ふ事なく、祖宗樹徳の深厚なる、又億兆の和衷協同して國の爲に盡くすに於て、一點の疑もないのである。之に反して、外國の歴史は例へば燈火の様なもので、一時燦然たる光輝を放つて白晝を欺く様な事があつたにしても、それが次第に暗くなり、終に消えてしまつては再び輝かずに、新に別の燈火がともる。が、我が國史の光輝は決して消えない。是等とは全く根本から相違して居る。こゝが普通教育上最も注意を要する所で、普通教育家は此の大體と云ふ所を取り外してはならぬ。決

大體を取り

外さぬが肝
要

して専門家のやる様な細かな穿鑿は必要ない。よしや細かな穿鑿をしても、其の大體を失ひさへせねば差支ないが、未熟な人にあつては、時として異聞を聞き出すと之を珍しがつて直ちに生徒に傳へ様とする風がある。實に甚だ不都合な事である。大體と云ふ事は教育者が常に手から離してはならぬ。文部省で編纂した國定の地理の舊教科書に斯う云ふ事が書いてある。我が國の人民の數はほとんど五千萬に及べり。これらの人々は上に萬世一系の天皇を戴きて皆樂しく其の日を送れり。と書いてある。所が或る人が之を非難して、是は嘘だ、現に自分の如きは不愉快な日を送つて居る。否、自分よりも一層不愉快な日を送つて居る者もある。華嚴の瀧壺へ飛び込んだり、淺間山の噴火口へ飛び込んだりする者は皆さうではないか。是等は教科書に所謂五千萬人以

外であるのか。」と云ふ皮肉な批評をした人がある。如何にも五千萬人の中には樂しからぬ日を送る者もあらう。併しながら大體に於て我が國民が樂しき日を送りつゝあるのを何人が疑はうか。餘りに専門的の歴史に上は走りをする、此の様な些細の事に目が着いて、大體の善美なる歴史をも疑ひたくなる。細かい事にのみ注目すると、色々な不都合な結果を來すの虞があるから、所謂大體に注目して、教育の目的を誤らぬ様にしたい。よしや日蝕があつても、雲霧がかゝつても、大體に於て太陽の赫々たる光明を何人が疑はう。縦令書物を見て居る中に、祖宗列聖の御上に就いて多少如何かと思はれる御事蹟があつたとした所で、それは日蝕か或は雲霧のかゝつた場合かの様なもの、さう云ふ事は普通教育上の歴史に於て最初から考へる必要がない。普通教育に

細事に注目
するは不可

於て歴史を扱ふ上には一定不變の目的を持つて居る。我が大日本帝國の如き國體の國に於て、我が國史を以て教育の一つの教科目とするに就いては、明かに動かすべからざる目的を有して居るのである。随つて其の教材に於ても多少の斟酌を要すべきは無論である。時としては遠慮すべき事もあらう。露骨に云へば時に少々位の懸直をすべき必要もあらう。大袈裟に吹き立てる必要もあらう。批判評論を加ふべき必要もあらう。純正史學研究の結果を其の儘年少兒童の前に持ち出しては、嘗に教育の目的を達し得ないのみならず、時としては有害なる結果を生じないとは限らぬ。専門學者が研究して、専門雜誌等の上で報告した様な新説を何等の考慮を加ふる事なく兒童の前にさらけ出す様な事は慎むべきものである。以下回を重ねて稍、詳に之を説明し様

と思ふ。

第五章 小學校に於ける歴史科

小學校に於ける日本歴史科の目的

普通教育上に於ける歴史科、特に小學校に於ける日本歴史科の目的は、歴史事實を説明する事に依つて、善良なる日本國民を作るにある。歴史事實を記憶せしむる事の如きは、何方かと云へば寧ろ副産物だと云つても宜い。此の事は彼れ此れ論ずるまでもなく、文部省令として發布された小學校令施行規則第五條に、「日本歴史ハ國體ノ大要ヲ知ラシメ兼テ國民タルノ志操ヲ養フヲ以テ要旨トス」とチャンと目的を明示してある。此の以外に要旨はない。議論は議論、實際は實際だ。已に斯く定められてある以上之に頼らねばならぬ。此の見地から云へば、歴史を授けて過去の事實を知らしめ

法令の規定せる日本歴史科の要旨

實地に適せざる高尚なる學説

るのは、是に由つて善良なる日本國民を作らんとするが爲に外ならぬ。然るに世間には、往々小學校に於ける歴史教授に於ても、人事を支配する因果の理法を説くのが主であるとか、國家社會の發展進歩の跡を明瞭に理會せしめるのが目的であるとか、甚だ高尚な學説を説く人がある。是れ固より或る見地よりすれば確かに傾聽すべき一の議論だ。併しながら、それは一般に就いて論ずべき事で、我が國には當て嵌らない。我が國では、以下追々述べる通り、單に歴史上の知識を授ける事の外、更にそれ以上に必要があるのである。のみならず、法令の示せる文部省の方針が善いとか悪いとかと云ふ事を論ずるのは、政治家なり、教育家なり、其の他一般學者なりの勝手であるけれども、それとは自ら別問題で、今日文部省の規則によつて設立せられた小學校に於て、文部

省の規則によつて任命せられた小學校教員が、文部省の規則によつて支配されつゝ行ふべき國史教育の方針は、決して右法令の示せる以外にあるべからざるものである。詰り國體の大要を知らしめ、國民たるの志操を養ひさへすれば、國史教育の目的は達して居る。二千五百年の久しい歴史を授ける中には、チツトヤソツト脱けた所があつても、差支ない。歴史上のあらゆる大事は小學校に於て悉く之を教へなければならぬと云ふのではない。其の目的を達するに必要な教材だけを選んで教へればそれで宜い。小學校に於ける日本歴史科はそれで十分である。殊に其の施行規則には、日本歴史を授くる方法を述べて、「特ニ修身ノ教授事項ト聯絡セシメンコトヲ要ス」とある。修身と關聯して日本歴史を授けよと云ふ。其の精神のある所甚だ以て明瞭であるでは

日本歴史科
と修身科

小學校には
特に日本歴史科と制限す

ないか。是に於て更に一考すべき事は、小學校に於て其の教科目を定むるに、何が故に廣く歴史科とはせずして、態々狭く日本歴史科と制限をつけたかと云ふ問題である。

小學校に於ける地理は勅令に單に地理科とある。随つて文部大臣は其の勅令によつて指定された範圍内で、嘗に日本地理のみならず、外國地理でも、地文學でも、好きなだけ之を授ける事が出来る様になつて居る。然るに歴史に至つては明かに勅令に「日本歴史科」と狭く制限してあつて、如何に文部大臣が外國の事歴を授けさせ様と思つても、勅令の改正を奏請せぬ以上は、之を授ける事が出来ない仕組になつて居る。併しながら外國の事歴の中にも随分國民として知つて居なければならぬ事が多い。そこで、それ等の必要なる知識は國語や修身の教科書中に收めたり、地理教科書の各國

小學校に於ける外國歴史

誌の條に略沿革をつけたり、或は日本歴史教科書で外國との關係を説く場合に、比較的精しく外國の事情を書く方針を採つたりなどして、其の缺を補つて居るが、外國歴史として一貫したる知識を授ける事は、今の小學校令の下では決して出來ないのである。

小學校に外國歴史を置く事の出來ない現行制度に就いて、或る教育家は斯く論じて居る。曰く、現行法令で「日本歴史」と定めた時代には、我が國は尙太平洋の一隅に孤立して、僅に諸外國と交際して居ると云ふに過ぎなかつたから、先づそれでも宜かつたのであらう。併しながら其の後日清戦役もあり、日露戦役もあつて、外國との關係が殊に多くなつた上に、特に英國と同盟條約を結んで、東洋に於ける攻守相助くるの義務をも負つて居れば、其の他諸外國とも多く協約を

外國歴史を
難せざる非

結んで、關係は益、密接となつて居る。又其の領土中には、更に臺灣樺太をも包ねた上に、韓國をも保護國とし、滿洲にも特別の關係を生じて居る。日本はもはや太平洋の一隅に孤立して居た過去の日本ではなくして、東洋の日本となつた。否、世界の一大帝國なる日本となつたのである。されば、將來の國民たるべき者が外國の國情を審にするの要ある事は言ふまでもない。然るに、今に至つて尙太平洋の一隅に僻在して居た時代の法令を墨守して、韓國の歴史をすら一貫して授ける事の出來ないのは如何にも不備であるではないか。と、此の説は確かに一面の據のある説だ。傳聞する所によれば、數年前に開かれた高等教育會議に於て、其の當時の高等小學校第三學年(現今の高等小學校第一學年)の兒童に簡單なる外國歴史を授け、其の翌學年の兒童即ち既に外國地理

と歴史とを學んで、多少外國に關した知識を有して居る兒童に對しては、世界に於ける我が國の地位を十分に理會せしめる意味に於て、近世史の補習をさせてはどうかとの意見が、特別委員會に提出されたとの事である。併しながら、該委員會に於ては之を以て尙早しとし、遂に本會議に提出するに至らなかつたと云ふ。思ふに一方に其の必要を認めながらも、他の一方に於て、それ以上の弊害を恐れる意味があつたからであらう。

一説に、小學校に於て外國歴史を授けないのは、何もむつかしい理窟があるのではない。諸外國の實例を見ても、大抵小學校に於ては其の國史を教へるばかりである。是れ一般國民に外國歴史上の知識を授ける必要を認めない結果で、世界通じての公論とも云ふべく、日本のみ獨り之に背いて、外

國史と外國
歴史との關
係に就いて
歐米諸國と
我が國との
異同

國歴史を授け様などとハイカル必要はなからう」と云ふ。是は甚だ簡單な議論ではあるけれども、所謂其の一あるを知つて未だ其の二あるを知らず、他の例の皮相をのみ觀て、彼此國情を異にするものあるを知らない説だ。成る程諸外國には外國歴史を態々小學兒童に授ける事の少いのが事實である。併しながら、歐米諸國にあつては、其の國史は必ず多く外國史と密接の關係を持つて居る。外國の歴史から全く離れて國內の歴史のみを授ける事は到底出來ない。例へば佛蘭西史にした所で、其の初はもと羅馬帝國の一部たるガリヤから説き出し、次に獨逸地方をも合併して居たフランク王國の事に及ばなければならぬ。近い所でもナポレオン大帝の事蹟を述べれば、勢ひ全歐洲の事情の大要は自ら知れる筈だ。北米合衆國の獨立に就いても亦佛蘭西人は大い

に關與して居るから、必ず説明がこゝにも及ばう。普佛戦争も説かねばなるまい。要するに歐米では、諸國の歴史が互に錯綜して居るから、一國史を授けるだけでも十分に其の國民に必要なる程度の外國史上の知識は得られるのである。然るに我が國に於ては全くそれと事情を異にして、西洋諸國と關係を生じたのは漸く足利時代末以來の事。それも久しく中絶して、徳川時代末に至り更に復興した様な次第であるから、國史のみでは到底是等諸外國の事情を知る事は出来ない。随つて、右の舶來其の儘の説は、我が國の場合には應用されないのである。

外國歴史を
害するの利

然らば我が國に於ける小學校の歴史科には、果して外國歴史を授くるには及ばないか。是れ頗る重要な問題である。已に世界の一國たる我が大日本帝國の國民が、一と通り世

界の歴史を解する事は、事情が許しさへすれば勿論結構である。併しながら、更に他にそれ以上の害があらば、已むを得ず之を割愛せねばならぬ。そこで此の問題を決するには、先づ我が國體と諸外國の國體との異同に就いて考へねばならぬ。我が國體の大要を知らしめるを要旨とする小學校の歴史科に於て、未だ思想の固まらない兒童に向ひ、特に根本から國體を異にした諸外國の事歴を授ける事の可否如何を考究すれば、問題は決するのである。而して之を決するのは實は甚だ容易で、多くの議論を要せぬ。諸外國の歴史中には、其の教材の性質によつては、常に我が國民に取りて必要なのみならず、時としては、非常な弊害があるものゝ多い事を知れば、それで十分である。

孟母三遷

昔者孟母が三たび隣を遷して、今に賢婦人と仰がれて居る。

是は何故であるか。言ふまでもなく其の子孟軻をして教育上利益なき、又有害なる事に觸れしめず、専ら利益多き方面の事のみ馴れしめ様と努め、而して其の成績が甚だ佳良であつたからである。是に於て一考すべきは、外國歴史上の事歴と我が國民教育上の特性との比較だ。我々日本國民は、上に萬世一系の天皇を戴きたる世界無比の此の立憲君主國に生れたるを以て、甚だそれに満足し、之に由りて十分な幸福を享受し、且つ之を以て心からの誇として居るのである。然るに世界の他の諸國の例を見るに、初から君主の無いものがある。或は嘗て君主があつたのを廢して人民互に總代を選び、其の總代をして國を治めしめて居るものもある。而して、若し其の國民がそれに満足し、それによりて兎も角も幸福を享受して居るが如き事實があつたならば、未だ

我が國の天皇と諸外國の君主

國史に通ぜず我が國體の尊きを知らず、理會力亦未だ發達せざる兒童に向つて、直ちに其の事歴を聞かしめる事の可否如何は、もはや問題ではあるまいと思ふ。君主を戴かない國の事は先づ別として、我が國の天皇と諸外國の君主とを比するに其の間に甚だしい相違がある。我々は祖先以來萬世一系の天皇を以て、絶對無限の君主と崇敬し奉つて居る。然るに世界には、君を以て國の爲民の爲に存在する者だと解し、若し國に不忠實に民に不親切なる君があつたならば、もはや之を君主と認めず、國民は之を追放し、之を排斥し、甚だしきに至つては之に死刑を宣告して、遂に萬乗の君を斷頭機上に立たせた例すらあるのである。斯くの如きは我々に取つて實に夢想にだも及ばぬ事であるが、而も其の之を敢てしたる首魁が、時として聖人なりとし、或は自由の神な

りとして崇敬されて居る。世界に於て斯かる事實の存在して居る事を、思慮未だ不確定なる兒童に授ける事の可否如何は、孟母三遷の教を俟たずとも明かな事であらう。

小學校に於て外國歴史を授くるの自由を奪つたのは、主として右の如き弊害を慮つた爲であらうと思ふ。併し、外國歴史中にも、時には頗る取つて以て模範となすべきものがあるから、是等は修身や國語の教科書の中に編入して授けたい。又其の國勢國情を知らしめる様な事は、外國地理や日本歴史の適當な所で附説する方法を取れば事が足るのである。必ずしも態外國歴史として、兎も角も上下一貫したる知識を授ける様な事は、今の所小學校に於て避くべき事だと思ふ。

是に至つて我等は、更に我が國の國體と諸外國の國體との異同を比較研究して、國史教育の根本を明かにせねばならぬ。

第六章 我が國體と諸外國の國體との比較

我が國體の特異なる點

小學校に於ける日本歴史科の要旨が我が國體の大要を知らしむるにある事は、既に法令の明示する所でもはや毫末の疑を挿むべきの餘地がない。随つて普通教育に従事する人々は、先づ我が國體の諸外國の國體に比較して特異なる點を明かにして置く必要がある。齊しく諸外國と云つても、それ〴〵に國體には相違があらう。随つて今一々之を比較する事が出来ないから、今は先づ其の中で特に我が國に關係の深い支那の例を採つて、主として之を比較して見様と思ふ。言ふまでもなく我が國は、萬世一系の天皇上にましま

萬世一系と革命

我が天皇と
臣民との關
係

して、之を統御遊ばされて居るけれども、支那では此の事がない。支那は革命の國である。根本に於て國家の成り立ちが我が國の成り立ちと違つて居る。我が國民の大多數を占むる大和民族の民は、何れも開闢以來の代々の天皇の臣民である。稀に外國から歸化した者や、土着の民の服従した者などがあつても、それは全く我が天皇の御徳を慕ひ、自ら進んで之に歸した者であつて、全く他の大和民族の民と同化して居るのである。随つて天皇は、人民あつて後にそれを治める爲に便宜上選んだ君主でもなければ、腕力を以て人民を壓服し、自ら其の君主となつた者でもない。天皇は開闢以來の君主である。臣民は開闢以來の臣民であるのだ。所が、外國では、先づ國が出来た後に君主を選擧したり、或は他國の皇室から國王を輸入したりなどして居るものがある。出稼人

他國にては
臣民屢々
の輕重を問
ふ

の寄合や、反旗を翻した人民の起した國などでは是も無理ではない。斯かる國では國民が主で君主は従だ。随つて國民の爲にならぬ君主は、縱令殺されても云ひ分がない、排斥されたり放逐されたりなどしても亦云ひ分がないのである。又腕力を以て人民を壓服して君主となつた場合であれば、腕力が衰へれば人民が其の重しをはね除け様とするのが自然である。鼎の輕重を問ふ者の出るのも亦已むを得ぬ。所が我が國ではそんなものではない。凡そ歴史は段々古くなるに従つて曖昧模糊の黒幕の中に隠れるのが常であるが、我が國では其の黒幕の中から君臣の分がチャンと定まつて居る。我々が國史を研究して知る事の出来る時代、即ち所謂有史時代より以前から、君臣の分が定まつて居るのである。和氣清麻呂が開闢以來君臣の分定まれりと云つたのは

開闢以來君
臣の分定ま
る

諸外國には
屢革命行
はる

即ち是だ。所で諸外國ではさうは行かない。屢君臣の關係が變つて居る。もと臣民であつた者が急に君主となつたり、もと同輩であつた者を何時しか君主と仰いだりして居る。王侯將相寧んぞ種あらんや。とは支那や朝鮮などに於ける豪傑の理想で、随つて屢革命が行はれるのである。そこで支那に於ては、徳の最も高い者が天命を受けて民の爲に天子になるのであると説く。さう説かなければ教が立たないからさう説くのだ。日本でも古く其の思想が這入つたと見えて、仁徳天皇は「君は民の爲なり、民の富めるのは朕の富めるなり」と仰せられたと傳へてあるが、是は日本本來の思想でない。仁徳天皇が天皇として御自分からさう云ふ有難い思召を以て民に臨み給ふ事は、誠に感謝し奉るべきであるが、人からさう云ふ事を考へては相濟まぬ。若しさう考へたな

君は民の爲
なりとの思
想

君臣の關係
と父子の關
係

らば、萬々一國民の爲めにならぬ君があつたならば、それは君として仰ぐべきでないといふ事にならねばならぬ。併しながらそれは我が國の事ではない。支那の思想である。佛蘭西革命の思想である。英國に於けるクロンウエルの思想である。

儒教の見解

我が國の君臣の關係はそんな淺薄なものではない。君臣の關係は猶父子の關係の如きもので、切つても切れぬ因縁が開闢以來其の間に存して居る。所が支那ではどう云ふ風に君臣の關係を説いて居るかといふに、先づ儒教では「合せ物は離れ物」と云ふ様に、比較的冷淡に之を説いて、父子との關係とは區別してある。父子ならば、

子之事親也、三諫而不聽、則號泣而隨之。

とあるが、君臣の間となると、大分様子が變つて、

有_レ官守者不_レ得_レ其_レ職、則_レ去_レ。有_レ言責者不_レ得_レ其_レ言、則_レ去_レ。

とある。則ち去るとは如何にも冷淡な言ひ草であるが、其の様な君は何時までも君として仰ぐに及ばぬと云ふ意味である。尤も孔子は孝を以て君に事ふれば即ち忠と云ふ様な事を言つては居られるが、併し支那は到底我が國の如き忠孝兩全の國ではない。孟子の如きに至つては實にひどい事を言つて居る。齊の宣王が嘗て孟子に向つて、

湯放_レ桀、武王伐_レ紂、有_レ諸

といふ問を出した。殷の湯王が夏の桀王を放逐したり、周の武王が殷の紂王を討伐したと云ふ事があるが、それは事實であるかどうかと云ふ事で、是は齊の宣王が都合が好かつたなら或は周室を覆して自分で天子にでもならうと云ふ様な考があつたから、そんな事を聞いたのであらう。所が孟

桀紂は仁義
を殘賊する
の一夫

子がそれに答へて、

賊_レ仁者謂_レ之_レ賊、賊_レ義者謂_レ之_レ殘、殘賊之人謂_レ之_レ一夫。聞_レ誅_レ一夫、紂_レ矣、未_レ聞_レ弑_レ君_レ也。

と言つたとある。夏の桀王や殷の紂王は殘賊の者で君ではない。君でない者を殺したと云ふ事は聞いて居るけれども、君を弑した事は未だ曾て聞かないと答へて居る。随分苦しい答であるが、實際さう云ふ様に言はなければ支那では教が立たないのである。強い人が腕力にまかせて人民を壓服し、自分勝手に天子になる様では、どうしても國家の治まりが付かぬ。そこで修身齊家治國平天下を説く孔孟の教では、革命を行つた君主は強かつたと言はないで、大變に徳が高かつたのであると言つて居る。徳が高いから天命之に歸し、人民が服して、自然に勝つたのだと言つて居る。詰り「革命」と

革命の意義

革命の君は
聖人

聖人の定義

云ふ文字がそれだ。革命とは「命を革める」で、支那の考では天子と云ふのは即ち天の明命を受けた者で、それが天子となり、天に代つて天下を治める。天はどう云ふ人に命を下すかと云ふに、非常に徳の高い人に之を下す。其の天子の徳が衰へて、もはや天子たるに適しない様になると、終には天命が革まつて他の徳の高い人に移る。そこで、革命が起ると説くのである。そうであるから、革命の君主即ち天が新に天の明命を下すと云ふ様な君主は、必ず完全無缺な人でなければならぬ事になつて来る。完全無缺な人即ち聖人である。昔から支那では革命の君主として、どう云ふ人を數へて居るかと言ふと、先づ堯・舜・禹・湯・文武・周公と云ふ様な人が數へられて居る。而して是等の人は皆聖人であると言はれて居る。然らば聖人とは果して如何なる者であるか。聖人に關する考

聖人は儒家
の空想

も時代により人によつて多少違つても居らうが、宋儒なる朱熹の解釋によると、
惟聖性者、浩浩其天、不加毫末、萬善足焉。
と言つて居る。朱熹は實に聖人とは天性自然の儘で、完全無缺天の如き者であると言つて居る。けれども、實際に於ては其の様な完全無缺な人が世の中にあるべきものではない。聖人とは儒家の空想中に描かれたる幻影である。前に言つた通り、時代が久しく經つて、其の人の瑕瑾が消えてしまひ、其の人の美德が益々大きくなつた場合ならば、いざ知らず、實際目前に見て居る人の中に右の如き聖人のあるべき筈がない。世の中には随分立派な人はある。併し其の立派な人も親しく接して居る中に必ず何等かの缺點を認る。其の人は如何に立派でも、必ず又それにつぐべき程の人があつて、

其の間の差は割合に少い。即ち其の人一人が聖人で全く群を離れ、他の一切の人は皆其の人と比べたなら天地月露の相違である。と云ふ様な、そんな飛び放れた完全無缺の人がある筈がない。そこで、現在の人間の中には、天が明命を下して革命を起さしむるに適當な聖人は一人もないと云ふ事になる。随つて世人は革命を行ふなどと柄がらにない野心を起してはならぬと云ふ事になる。さう云ふ風に説くのが支那の儒教の本來の説き方である。成る程堯・舜・禹・湯・文・武・周公等は、儒教の目から見たら聖人であらうが、之を日本の國體に比べて考へて見ると、明かに亂臣賊子である。堯・舜・禹・湯・文・武・周公を聖人と説くのは儒家が自分の教を立てんが爲に、強いて歴史事實を潤飾した結果であつて、決して純正史學研究の結果ではない。支那の古代史は大抵孔子によつて傳へ

現世には革命を行ふに
適する者なし

純正史學と
聖人

支那の古代史は孔子に
依つて傳へ
らる

られた。古代の事情を知るべき最好資料なる詩三百篇の如きは、多數の古詩の中から孔子が教を説くに都合の好いものゝみを抜き取つたものである。随つて之に由つては、實は古代の真相の一部分しか分らない。尙書即ち書經の如きは尙更の事で、堯典・舜典を初として、孔子が多くの古代史料の中から、自己の儒教に都合の好いものゝみを取り、悪いものは一切取らなかつたのである。又春秋に至つては、孔子自身のの編纂で、既に毀譽褒貶を明かにするのが其の目的であるのだから、是は無論の事。詰り支那の古代史は孔子が自分の教を説くのに都合の好いものばかりを傳へたもので、そして所謂革命の君主を聖人であると説きなしたものと云つて宜いのである。論語に「仲尼祖述堯舜、憲章文武」とあつて、何事にも皆自分の作り立てた其の聖人を手本にせよと

孔子以後聖人なし

言つて居る。言へば必ず先王を稱すとか言へば必ず堯舜を稱すとか云ふのは皆是だ。そこで先王にあらぬ革命の君主、即ち孔子以後に出た秦の始皇帝や漢の高祖などは、實際に革命を成就した君主で、所謂天の明命が其の身に歸したのであるが、孔子の後に出了たのが身の不幸で、決して何人も聖人だとは言つて呉れない。尤も其の時代が餘りに近く、其の所爲に就いても亦善惡共に餘りに多くの史料が傳はつて居るから、いくら之を聖人に作り上げやうと思つても、それは實際に出來ない相談である。然るに堯舜禹湯の如きは、時代が悠遠で孔子が尙書に於て傳へて居る位しか確かな事が素人には分からぬ。それ故勝手に之を作り上げる事が出来るが、湯武に至つては時代が比較的新しいだけに史料が多く、説明が大分むつかしい。そこで、之に對する桀紂を甚

聖人は亂臣賊子

だしく暴虐なる者として、強いて説明を下してある。我が國體を研究して侃々諤々の議論をする國學者に言はせると、堯舜禹湯文武周公の如きは、決して之を聖人とは言はない。殊に湯武の如きは明かに亂臣賊子だと言つて居る。最も露骨に之を唱へて居るのは本居宣長・平田篤胤の兩氏であるが、それに就いて平田篤胤翁は斯う云ふ面白い歌を詠んで居る。

聖人と人は言へども聖人の

類ひならめや孔子は善き人

堯舜禹湯文武周公は聖人である。聖人即ち亂臣賊子である。然るに同じ聖人と言はれて居る中にも、孔子はさう云ふ仲間でない、是は善い人であると感心して居る。支那の如き國體の中に立ち、孔子は周末の亂世に生れて、而も尙周室の安

「孔子は聖人の類ひにあらず」

全を圖り、誠心誠意、修身齊家治國平天下の道を説いて居る。詩三百篇を刪り定め、或は昔の記録から書經を編し、春秋を作つては褒貶の意を寓して亂臣賊子の膽を寒からしむると云ふ風に、大いに國家社會の爲を圖つて居る。平田翁が善い人であると感じされたのは洵に尤もの次第である。もともと孔子が其の様な教を布いたと云ふのも、其の國體が根本から我が國と違つて居る爲である。孔子が若し日本の様な立派な國に生れて居たならば、國史の有りの儘を以ても十分に其の教を立てた事であらうと思ふ。然るに彼は不幸にして革命の國に生れ、殊に其の時代は周末の亂世であつたが爲に、古を尙び先王を稱し、以て革命の豫防の爲に盡力したのである。

孟子と其の時勢

の出た時代は所謂戰國の世で、諸侯はもはや周の王室を認めず、互に自立して王と稱して居る。曩に孔子が熱心に聖人の道を説き、聖人でなければ天命は下らない。革命は行へないと説いて見ても、大勢の赴く所到底之を支ふる事は出来ぬ。周室威を失つて國民の上に重しが利かなくなると、例の「王侯將相寧んぞ種あらんや」の主義が流行り出す。孔子が天命を受けて天子となるべき資格のある者は堯・舜・禹・湯・文武・周公の様な聖人に限ると説いて、如何に堯・舜を祖述し、文武を憲章して見た所で、大厦の將に倒れんとする一木のよく支ふる所にあらずで、孔子も到底大勢に反して之を救ふ事が出来なかつた。第一に周の鼎の輕重を問うたと云ふ楚の莊王が自ら王號を僭稱してから以來、吳王夫差だの、越王勾踐だのと云ふ南方の有力者が、それ〴〵に王と稱し、もは

孟子の革命説

や周室を眼中に置かない。遂には中國の諸侯までも皆王號を僭稱して、互に相争ふこととなつたのである。即ち各自天命を受けて王者たる事を自認する時代が現はれたのである。是に於て孟子は、革命の到底避け難き事を覺悟し、諸侯に説くに王道を行はん事を以てした。先王の道を以て民に臨まば以て天下に君たるべしと説いて居る。即ち孟子は革命を説いて居るのである。是は其の國體の結果、時代の情勢上より、洵に已むを得ん次第で、斯くあらざるを得なんだ譯とは十分察するが、併しながら其の説は到底我が國體と相容るを許されない。同じく儒教でも論語は直ちに我が國に當て嵌めて教育する事が出来るが、孟子の方はいけな。敢て孟子の教が悪いのではない。支那の如き國體の國に取つては誠に結構な教ではあるが、我が國に當て嵌める事が出来

孟子の説は我が國體と容れず

滿洲の民と孟子の主義

ない。若し之を説かんとする場合には餘程其の對手を選んで、斟酌を要するのだ。嘗て日露戰爭中に自分は金州の南金學堂を訪ふて、土人の日露兩國政府に對する感想を叩いた事がある。其の時の答に、土人は「日」と云はず、「俄」と云はず、苟も王道を以て我に臨む者は以て我が命を托すべき者だと云つて居ると云ふ事であつた。「日」は日本で、「俄」は俄羅斯即ち露國だ。王道を行つて呉れれば日でも露でも宜いと云ふので、全く孟子主義だ。朝に源氏を送り夕に平氏を迎ふる憐むべき彼等は、斯くの如き辯解の下に自ら満足を求めねばならぬのだ。斯くの如き國體の下にある人民に比べて、上に萬世一系の天皇を奉戴する我等日本國民の幸福は如何ばかりであらうか。我が國は開闢以來君臣の關係が一定不變である。我が國史は實に光輝ある成跡を以て充たされて居る。日

國史と教育に關する勅語

本歴史が諸外國に比類のない歴史であると云ふ事に就いては、我も人も決して疑を有しない。申すまでもなく教育に關する勅語は我が帝國の立派なる歴史を基礎として、我等國民の心得べき事柄、行ふべき事柄をお示しになつて居る。國史を本として教育の大方針をお授けになつて居るのである。又戊申詔書に於ても國史の立派な事をお説きになり、「我カ神聖ナル祖宗ノ遺訓ト光輝アル國史ノ成跡トハ炳トシテ日星ノ如シ」と仰せられてある。我が國史の立派なのは直ちに我が國體の立派な譯で、教育に關する勅語に、「皇祖皇宗國ヲ肇ムルコト宏遠ニ徳ヲ樹ツルコト深厚ナリ」の第一句から「我カ臣民克ク忠ニ克ク孝ニ億兆心ヲ一ニシテ世々厥ノ美ヲ濟セルハ此レ我カ國體ノ精華であるとお説きになつて居る所まで、皆我が國史上の事實を概括してお示しに

國史と戊申詔書

忠孝兩全の國體

なつたのである。而して我等が我等の盡くすべき所を行ふは、是れ直ちに我等の祖先の遺風を顯彰する次第であると仰せられて居る。我等は我が國史を學んで國體の他に特異なる次第を悟り、祖宗の聖徳と祖先の偉業とに感奮興起して、其の聖徳に報い、其の偉業に倣ふ様に心懸けねばならぬ。我々が君に忠を盡くし、國家を愛するは、直ちに是れ祖先の行つた所を繼承するもので、即ち祖先の遺志を完うし、祖先の遺風を顯彰する次第である。忠君愛國は即ち我等が祖先に對して孝を盡くす所以なのである。祖先に對して孝を盡くさうと思へば、我等は必ず君に對して忠を盡くさなければならぬ。かく忠孝一致兩全と云ふ事は實に我が國體の上に於て始めて明かに認め得る事なのである。所が外國に於ては、時として斯うは旨くい兼ね場合がある。其の職を得ざ

支那の國民
と帝室との
關係

れば則ち去る。とか、其の言を得ざれば即ち去る。とかの主義で、君に對しては餘程冷淡だ。又事實さうなければならぬ場合もあらう。例へば支那に於て之を見ると、支那帝國四百餘州の民は大部分漢人である。其の漢人は久しく蒙古人なる元朝の爲に従へられて居たのであるが、同じ漢人中から朱元璋と云ふ豪傑が起つて、王侯將相寧んぞ種あらんやの主義を實行し、元朝を覆して新に明朝を起した。それ以來約三百年間、漢人は朱氏を君と戴いて居たのであるが、愛親覺羅氏が更に滿洲から起つて之を覆すに及び、力及ばずして遂に已むを得ず復之に従ふ事となつた。随分悲惨な歴史や忠烈な歴史を遺して之に従つたのである。又更にお隣の朝鮮の例を見るに、今日の韓國の李氏の帝室は、五百年前に王氏の高麗朝を滅して起つた新しいものである。今の韓國の臣

韓の臣民と
帝室との關
係

民は大抵高麗朝の臣民の子孫で、其の祖先の時に累代の君なる王氏は滅び、其の國は奪はれたのである。彼等は勢可ならずして已むを得ず朝敵たる李氏に従つた。是に於て之を冷酷に論じて見ると、愛親覺羅氏の清朝に仕へて居る漢人、李氏の朝鮮朝に仕へて居る韓人は、何れも力及ばずして祖先の仇敵たる王朝に仕へたことになるのである。尤もそれ以來代々の君がよく國を治め、民を慈しみ、洪恩を之に施したと云ふ事もあらう。又、一旦出來た上は仕方がない、今更再び騒ぎを起すよりも、此の儘現状の平和を維持する方が結局人民の爲である。と云ふ引込思案もあらう。或は之に代る者が、ないから已むを得ず我慢すると云ふ事もあらう。が、兎に角此の場合にありて根本から忠孝兩全一致と云ふ事は、むつかしいのである。現在の君主に忠を盡くさうとすると、

自分の祖先の志に反した所爲になる。祖先の志を完うし様と努むると、現在の君主に對して反旗を翻さなければならぬ事となる。是に於て革命の國體の國では、聖人教を立て、滅びた君主をば桀・紂の如き暴逆の君とし、否君ではなく、仁義を殘賊する一夫である、國民の公敵であるとし、革命を行つた者は、湯武の如く之を聖人とし、天命を受けて天下の爲に其の公敵を仆した者、随つて人民は之に對して忠義を盡くすべき者と解するの已むを得ざる次第となるのである。民は由らしむべく知らしむべからず、一旦出來たからには其の現状を維持して再び人民をして悲惨なる歴史を繰り返さしめまいとするのである。それ故に革命の國に於ては、姑息的平和、姑息的安心は得らるゝも、到底我が日本に於て見る如き忠孝兩全と云ふ事が根本に於て出來ないのだ。

桀紂と湯武

第七章 國史によつて訓育を施す上の心得

國史と訓育

我が國の國體と諸外國の國體と、右の如く相違して居る以上、其の國史によつて訓育を施す場合に、彼此餘程の相違がなければならぬ。已に述べた如く、支那に於ては桀・紂と湯武との兩極端の對照を以て革命を説明するの必要があるが、我が國に於ては斯かる必要は皆無である。西洋諸國と雖もそれ〴〵に國史を以て國民性を養ふ上に利用する事が多く、且つ次第に其の方に重きを置く傾がある。宗教によつて道德を維持し様と云ふ教育は漸く、其の席を國史の教育に譲りつゝある。苟も一國を成し、其の國家の隆盛を圖らんに、單に善良なる人間を作るよりも、善良なる國民を作るの必要ある事は無論で、佛蘭西の如きは、普佛戰爭に敗れて以

來、一層此の傾が多くなつて居る。

諸外國の様な國體に於て既に然りである以上、それよりも一層の便宜を有する我が國が、國史を以て、訓育上の一大要具とすべきは無論である。而して、是に由つて訓育を施すには、理論よりも實例、實例によつて必要なる性格を注入するの要がある。革命が善い事か、惡い事か、萬世一系が善い事か、惡い事かと云ふ様な事に就いては、もはや理窟も何もいらぬ。我等は幸にして此の萬世一系の國に生れ、忠孝兩全の境遇に在る事を無上の幸福と心得、我が國と國體を異にして居る諸外國の國民は不幸である、氣の毒であると云ふ風に、子供の時から注入されて頭をこしらへて居る。而して其の結果の甚だ良かつた事をかたく信じて居る者である。随つて是と國體を異にする諸外國の精しい事歴を一般人民

我が國體に
關する注
入の必
要的訓練

は熟知する必要がない。何も民を愚にせよと云ふ譯ではないが、孔子の「民は之に由らしむべし、之を知らしむべからず。」と云はれたのは、確かに國民教育上参考とすべき事だと思ふ。之を理窟づめにしても、立派に我が國體が他の諸國に勝つて善美なものである事を會得せしめる事は出來やう。鞏固なる國家を維持する爲には、萬世一系の我が國が最も好都合を得て居る事を理會せしむる事は出來やう。併しながら、それは一般國民に對しては餘程面倒である。殊に理會力の未だ十分熟して居らぬ年少者に向つては甚だ困難である。そこで、是は先づ理窟を抜きにして、唯何かなしに我が國體は實に立派なものである。我等國民は君に忠に親に孝にあらねばならぬ。是非共斯うなければならぬものである。と云ふ事を、光輝ある國史の成跡によつて合點させる。や

日本人の孝行

がてそれが習ひ性となつて、所謂第二の天性となり、決して惑ふ事なきものとなるのである。子供の教育にはそれが大層必要だ。最も手近な例によつて之を説明をすると、我等は子供の時から親には孝行をしなければならぬと云ふ事を見馴れ聞き馴れて、之に就いて少しも疑を有しない。是は親であるが爲に孝行するものであつて、決して親は自分を可愛がつて呉れたから其の報酬として孝行してやるのだと云ふ様な註釋を施して後に孝行をするのではない。若し報酬の意味ならば、可愛がつて呉れなかつた親には孝行をしなくとも宜いと云ふ事になるのだ。併しながら我等はさうは思はぬ。我等は世の不孝者を見ると大層憎らしく思ふ。不愉快に思ふ。詰り親に孝行をすると云ふ事が日本人には立派に天性となつて居るのである。然るに世界の廣き種々の

個人主義と孝行

國柄がある。随分と國がよく開けて、公德心の盛な所にでも、個人主義の盛なが爲に我が國の様な意味で親に孝行する事を知らない國がある。親は親で勝手に自ら衣食して行く。子は子で勝手に自ら衣食して行く。親は子を育て、之を大きくし、之を一人立ちし得る様にする義務があるが、既に子が親のお蔭で一人前になれば、もはや自分で勝手に働いて親をかまはない。まるで燕や犬猫の様なものだ。それが所謂個人主義かは知らぬが、我々の目から見れば甚だ變なものだ。さう云ふ國に於ては却つて公德心に富んで、随分と慈善的の設備は整つて居る場合が多い。國民は共同して不幸なる同胞を救済する。路頭に迷ふ様な者があれば直ちに之を養育院の様な所へ收容する。けれども現在自分の生みの親が今日食ふに困つて居る様な事があつても、子は直接に之

を養ふとはしない。さう云ふ場合には之を養育院が收容して世話する。其の代りに其の子が金持ちであれば平素から養育院に十分の寄附をして、完全なる慈善事業をなし得る様に努めて居る。即ち直接に親を世話しないで、養育院と云ふ一の機關を経て間接に世話する事となるのである。斯くの如き事は我々から見ると非常に不思議な事の様に見えるけれども、それにはそれ相當の理窟もある事で、随つて之に向つて理窟づめに其の是非を論究するのは中々骨が折れる事だ。それ等は矢張り其の國の國體の結果、風俗習慣などからして然らしむる所で、其の國の人はそれを當り前とし、一向不思議に思はないのである。斯様な次第で、理窟づめに孝行を強ふるのは餘程骨が折れる。お前たちの親はお前たちを可愛がつて呉れるから、お前たちは親に對して孝行を

自然主義と
孝行

しなければならぬぞと云つて子供に諭した所で、不幸にして子を可愛がらなかつた親であつて見ると、それに對して何も孝行はしないでも宜いと云ふ反對の結論になる。個人主義が段々盛になり、自然主義とか云ふ事が益、極端になると、遂には親に對して孝行しなくとも宜いとなる。親は勝手に子供を拵へたので、子供が願つて作つて貰つたのではない。子供は何も親に對して義務はない。親が子を可愛がつたとは云ふものゝ、それは即ち親の本能の現はれたもので、子を可愛がる事が親に取つては無上の愉快である。子に旨いものを喰はせて其の喜ぶ顔を見るのが親の身に取つて自ら其の旨いものを喰べたよりも嬉しいのである。即ち子は親が自ら嬉しがつた副産物として自然に成長した者で、親に對しては、寧ろ之をして愉快を感じしめた恩こそあれ、義

忠孝は絶対
の義務

務はないものである。其の代り、子は又自分の子に對して、同様の事を仕送りする。斯くて社會は順次後繼者を得るのである。と、理窟を言へば此の様な極端な理窟でも、一寸尤もらしくも聞える。さうであるから、子供に對しては先づむつかしい理窟は抜きにして、何とはなしに親であるが故に孝行しなければならぬ。君であるが故に忠義を盡くさなければならぬ。忠孝は君父に對する絶対の義務である。我々は二千五百餘年來引續いて變らざる皇室の臣民である。君臣の關係は天壤無窮である。尙親子の關係の如く、切つても切れぬものである。斯かる國體の下に生れた我々は非常に幸福な非常に名譽な事であると、所謂國史の成跡に徴して頭から之を注入し、忠孝の先例を追ひ、其の模範たるべき人々を欽慕せしめ、所謂第二の天性を作る様にするのが宜い。理窟を

社會主義の
豫防

言つて合點せしめるのは中々廻り遠い。理窟には勝つても心から底から之を服せしむる事はむつかしい。近頃では社會主義を唱へる者が往々出て來て、危険なる思想が段々廣まりかけたと云つて心配して居る者がある。寔に尤もな心配で、斯かる思想が流布しては國家の一大事である。が、已に其の様な思想に固まつて居る者に向つて之を説破するのは餘程困難な事だ。是は其の思想が出來た後に之を鎮壓し様と努めるよりも、初めから國史の教育によつて十分に其の頭を拵へ、決して異端邪説に惑はない様にしなければならぬ。よしや無政府主義、共產主義と云ふ様な、そんな極端なものでもなくとも、未だ我が國體の善美なる所以を十分に理會して居らぬ者が、唯外國の事情にのみ上は走りをして、佛蘭西はどうだ、亞米利加はどうだなどと彼れ此れ議論する

外國の事情
の上は走り
するの害

者がある。随分危険な事だ。佛蘭西には君主がない。亞米利加にも君主がない。君主のない佛蘭西の國民は君主がないが爲にどれだけの不幸を感じて居るか。亞米利加の國民は君主がないが爲にどれだけの疲弊に陥つて居るか。佛蘭西は日露戦争に際し、露西亞の爲に金主になつて居たではないか。亞米利加は世界一の富を誇つて、其の國民は頗る程度の高い生活をして居るではないか。佛蘭西や亞米利加の大統領は一つの平民たるに過ぎなくとも、一旦選ばれて大統領となれば他の國の皇帝と對等の交際をなし得るではないか。などと云ふ如き變な方面の事のみに着目して來ると、之に對して我が國體の善美を説明する事がむつかしい。けれども我々は決して右の様な事は考へない。右の様な説を聞いても一向迷はない。我等は幸にして佛蘭西や亞米利加の様

我が國に生れたる幸福

な國に生れずして、萬世一系の天皇を上を戴いた此の大日本帝國に生れた。實に幸福である。完全なる國家は必ず日本の如くでなければならぬと云ふ事を、生れながらにして知つて居るかの如くにも、深く心に刻んで居る。是は言ふまでもなく、主として國史の教育から得た第二の天性である。されば普通教育に於ては、須らく國史の教育によりて兒童をして我が國の善美なる所を十分に吞込ませ、子供の中からそれで頭を固めてしまつて、諸外國の如き革命の國に生れなかつたのは實に仕合せである。外國に生れた者は實に氣の毒な者であると云ふ事を、十分に合點せしむる様な風に教育しなければならぬものであらうと思ふ。

第八章 普通教育上歴史教材の取捨斟酌

國史上の缺
陷

我が國は實に善美なる國體を有し、我が國史は直ちに以て國民性を養ふに適する事、世界に國多しと雖も、之に及ぶものは一もない。已に述べた如く、異國人たる我等が尙今に聖人として崇拜する孔子は、亡國の君、即ち或る意味から云へば寧ろ同情すべき人であつたかも知れない所の夏の桀王、殷の紂王を以て、非常に暴虐な、殘忍極まる者とし、之に對して、我が國體から云へば明かに逆賊であるべき筈の殷の湯王、周の武王を完全無缺の人物として、其の教を説いた。是は支那が革命の國であるからである。然るに我が國に於ては斯くの如き甚だしい潤飾はいらぬ。事實有りの儘で立派な教訓になるのである。けれども、前にも述べた通り、光明赫々たる太陽も時には日蝕の厄があり、雲霧に蔽はれる事もあつた。る様なもので、二千五百年の長い年月の間には、種々雜多の

孔子の修史
方針

事があつて、教育上の目的を達するに有益でない事も往々にして存在して居るのである。随つて國史の教育に於ては、教材の取捨に就いて十分注意する必要がある。孔子の修史觀は自分の教を説くに都合の好いものゝみを集め、都合の悪いものはすべて削り去るにあつた。孔子が採録した三百篇以外の古詩が今日に傳はつて居たならば、或は其の中に桀、紂側のものも交つて居て、湯、武に不利益な材料がないとも云へぬ。尙書即ち書經に於ても其の通り、堯典、舜典を始めとして、何れも所謂先王の徳を傳へたものゝみを採録してあるけれども、若し其の削り捨てたものが今に存在してあるならば、よく古代の真相を明かにし得ると共に、所謂先王の徳を示す上には不利益な材料も多かつたであらうと思ふ。孔子は實に教材の取捨に就いては、思ひ切つ

材料の取捨
に於ける孔
子の辣腕

孟子の空惚

た辣腕を振つて居るのである。此の事は孔子ばかりではない。後の之を祖述する者も矢張り此の通り。一例を孟子に求めるに、寔に遺憾なく其の方針を示した事實がある。齊の宣王嘗て孟子に問ふて曰く、

齊桓・晋文之事可得聞乎。

と。是は宣王が昔時の覇者たる齊の桓公、晋の文公の事蹟を聞いて、都合が好ければ自分もそれに倣はうと云ふ下心である。けれども孟子の主義は霸道を退けて王道を勧めるにある。何人でも王道を行ふ者は以て天下に君たるべしと説いて居る。齊桓・晋文の如き覇者の事はどうも甚だ面白くない。そこで孟子は、

仲尼之徒無道桓・文之事者。是以後世無傳焉。臣未之聞也。

と云つて、そしらぬ顔をして空惚けて居る。孟子程の學者が

齊の桓公、晋の文公の事蹟を知らない事はない。又仲尼の徒桓文の事を言ふ者なしと云つて居るけれども、それも嘘で、現に仲尼則ち孔子自身にも屢桓公文公の事を言つて居る。言つては居るが、今それに就いて詳しい事を齊の宣王に對して答へるのは、自分の主義を達する上に不利益であるから、仲尼の徒桓文の事を云ふ者なしと言つて誤魔化して居る。自分はよく知つて居るけれども知らぬ顔をして空惚けて居る。自分の道を説くに不利益な事は聞かれても知らないと答へる。況や聞かれない事柄を自ら進んで話す様な氣遣は決してないのである。是は支那の例であつて、直ちに我が國史に當て嵌まる譯ではないが、是れ以て他山の石となすべきもので、教育上の歴史には、それと同じ精神がなくてはならぬ。教育上の目的を達するに不利益な教材は初めか

支那の例は
他山の石

ら述べない。聞かれても知らないと逃げる。孟子の云つた事は教育家に取つて寔に好い教訓であらうと思ふ。日本の歴史は幸福にも誠に善い歴史であるから、孟子や孔子などがひどく氣兼ねをした様に甚だしい修飾を加へたり、ひどく隠し立てをしたりする事は餘り必要がない。大抵有りの儘で言つても歴史教育を施す事が出来る。けれども、教育家たる者はそれだけの心持がなければならぬ。教育上爲にならぬ事跡は教へてはならぬ。管に歴史上の知識を與へるのが目的ではない、善良なる國民を作るが目的である以上、此の目的を取り外してはならぬ。随つて兒童の頭へ餘計な事を多く注入する必要はない。爲にならぬ事は知らせぬが宜いのだ。孟母三遷の事は今日でも大いに取つて手本とすべき事である。善い事のみを學んで十分我が國の善美なる所以を

國史教育の
真髓

歴史科教授
上の弊害

知り、我等の祖先の遺風を知り、之を顯彰すべき義務を持つて生れて來て居る事を自覺したならば、歴史教育の目的は既に大部分達せられたのである。然るに、普通教育に従事する人々が、不幸にして種々な歴史上の事情を知つて居るが爲に、種々の弊害の起る事がある。即ち彼等は時として餘計な事までも喋る。知らない事は喋らないけれども、知つて居る事は遠慮なく教場で喋る。教育の目的を知らないのではないかと思ふ程の事をも喋る場合があるのは甚だ憂ふべき事だと思ふ。是れ固より心あつての事ではなく、一つには兒童に對する親切心から、自分の知つて居る事を彼れも知らして置きたい、此れも知らして遣りたいと云ふ様を譯で、餘計な事まで喋るのと、一つには無經驗な若手の教師などの中には、唯何と云ふ事もなく極めて無邪氣に、自己の博識

一 其の動機の

二 其の動機の

其の實例

を誇り、腕前を示さうと云ふつまらない動機から、無暗と珍らしい事を喋るのがあらうと思ふ。其の一例として自分の目撃した實際を云ふと、或る地方の學校でこんな事があつた。或る教師が國定教科書によつて神武天皇御即位の事を説き、今年は天皇の御即位から二千五百六十何年目に相當する、即ち紀元二千五百六十何年であると教科書にある通りの年數を教へて、さて其の教師の言ふ様には、教科書に斯う云ふ精密な年數が書いてあるけれども、是は昔の事で、今から斯う精しい事が分かるものではない。昔は文字もなく、随つて書いたものもない。書いたものがなければ自分の年ですら忘れる事がある。まして千年も以前の事を確かに記憶して居られるものではない。是は後の歴史家がよい加減に拵へたものである。所が學問の進歩と云ふ事は怖ろしい

もので、近頃になつて學者が種々研究した結果、神武天皇即位紀元は凡そ六百年程間違つて居る事が分かつた。何と學問はえらいものでないかなどと、史學雜誌に現はれて居た新説の結果を述べて得意になつて居た。而も場所は小學校の教場である。對手は小學校の兒童である。何たる不心得な教師であらう。尤も是は極端な例ではあらうが、さう云ふ人が日本の多數の教師の中に一人あつても怖ろしいものだと思ふ。ツマリ是は普通教育上の歴史即ち國史の教育の精神が十分理會されて居ないから、さう云ふ事になつて來るのである。是は實に極端な一つの例たるに過ぎないが、さう云ふ類の事は屢見聞する事であるから、少しく精しく辯じて見たいと思ふ。

國定歴史教科書の

國定教科書は、教材の取捨に就いて比較的多くの注意を拂

取捨方針

つてある。教育上有益でない、或は弊害を生ずる虞のあるものは、多くは削つて載せてない。或は之を除く事の出来ない場合には、特に注意した筆法を用ひてある。それは該書を繙いたなら容易に知られる事でもあらうが、試みに其の一二の例を云ふと、該書には壬申の亂の事歴を除き、又道鏡の事歴を記するに稱徳天皇寵幸の意味の文字を避けた類である。壬申の亂は普通教育上餘程扱ひにくい教材である。世間流布の書物に書いてある鹽梅であると、天智天皇崩御の後大友皇子が即位された。之を弘文天皇と申す。所が一旦遁世して吉野へ籠られた御叔父の大海人皇子が兵を起して近江の京に通り、官軍敗れて天皇山前に崩じたと云ふ筋である。誠に恐れ多い出来事だ。此の出来事を精しく説明し様ならば、甚だ都合の悪い譯合のものとなる。が、此の事歴は本來

壬申の亂の
事歴に關する
普通の説

日本書紀の
記事

歴史上の一大疑問である。今日に至つて尙未だ十分解決されて居らない大疑問である。先づ勅撰の日本書紀に依れば、弘文天皇と申すお方の御即位は初めから認められて居らない。天智天皇の次が天武天皇。天武天皇はもと大海人皇子と申し、皇太子として當然天位を嗣がるべき筈の御方であつたが、そこには種々むつかしい事情があつて、天智天皇崩御の後の事が案じられる。皇子が若し引續いて皇太子の位に居り、天位を踐まれるとならば、遂には其の御身の上に危険な事が起ると云ふ事を覺られて、自ら進んで皇太子たる事を辭退された。但其の辭退に就いては條件がある。即ち大友皇子が皇太子となられ、天智天皇萬歳の後には先づ皇后が天位に即かれて皇太子が萬機を攝せられると云ふ様な條件があつた。此の時代には天皇萬歳の後皇后が即位せら

大海人皇子
遁世の際の
條件

女帝即位の
習慣

一推古天皇

れる等の事により、女帝の立たれる事が普通の習慣となつて居る。先例を申すと、推古天皇はもと敏達天皇の皇后であらせられる。然るに崇峻天皇崩御の後皇太子たるべきお方の御年がお若いと云ふので、先々帝の皇后御即位あつて推古天皇と仰せられる。其の皇太子は即ち聖德太子で、攝政として萬機を統べられた。詰り政治の御見習の體である。然るに太子は早く薨去になつたから、次は、舒明天皇の御代となり、舒明天皇崩御の後に其の皇后が即位された。是れ即ち皇極天皇である。此の時未だ皇太子は定まつて居なかつたが、兎も角も皇后即位と云ふ例は既に二度まで繰り返された。やがて蘇我氏の變があつて、皇極天皇は位を孝德天皇にお譲りになり、孝德天皇の後には皇太子中大兄皇子が當然立たるべき筈であつたが、そこには又むつかしい事情があつ

二皇極天皇

三齊明天皇

たと見えて、皇極天皇が二度御位に即かれて齊明天皇と申された。其の次には愈、中大兄皇子が即位せられた。是れ即ち天智天皇なので、天皇萬歳の後に皇后が御即位になり、大友皇子が攝政として萬機を統べらるゝと云ふ條件は、以上の先例によつたもので、敢て不思議ではなかつた。然るに其の際に困難な事件が起つて、遂に壬申の亂となり、右の條件が果して實行されたか否か不明で、天武天皇の御代となつた。天武天皇の次はどうかと申すと前例通りに皇后が即位せられた。是れ即ち持統天皇である。持統天皇の御代には不幸にして皇太子の草壁皇子が薨去になつたので、其の御子の文武天皇の御成長を待つて位を之に傳へられた。さて其の次はどうなつたかと云ふと、文武天皇には皇后がない。是は藤原不比等の女の宮子娘が夫人であつたが爲に、天皇は藤

四持統天皇

五元明天皇

原氏を憚つて御一代皇后をお立てにならなかつたものと見える。そこで文武天皇の次には御父草壁太子の妃即ち天皇には御生母なる御方が天位に即かれた。之が即ち元明天皇。元明天皇の次には文武天皇の御子聖武天皇がお立ちになるべき筈であるが、御年がお若いので一旦元正天皇が即位なされた。斯くて位は聖武天皇に傳はり、天皇の次には先例によりて皇后が御即位せらるべき筈である。が、聖武天皇の皇后は藤原氏で、有名な光明皇后であつたから、如何に藤原氏の勢力でも、もと／＼臣下の女は天皇となる事が出来ない。そこで皇后即位の例はやんだ。けれども此の頃は一代置きに女帝が立つと云ふ慣例が久しく引續いた後の事であるから、御婦人の天皇とされる事は珍しくない。そこで聖武天皇の次に皇女孝謙天皇が御即位になつた。斯くの如

七孝謙天皇

倭姫皇后と
皇位

く、此の頃は久しい間殆ど一代置きに御婦人の御方が天皇となられる様な習慣になつて居て、正に其の中間に於て、天智天皇の皇后たる倭姫王が位に即かれ、大友皇子が皇太子となり、攝政として萬機を統べさせらるべき條件があつたのは至當の事である。若し壬申の亂だになかつたならば、無論其の通り實行されたに相違ない。否亂前に於ても或は實行されて居たかも知れないのである。然るに天智天皇崩御の後、近江朝廷の臣僚等は吉野に籠つて一身の安全を圖つて居られる大海人皇子の上をひどく心配して、密に人を遣はして之を殺さうとすると云ふ事が吉野へ聞えた。そこで大海人皇子は同じく命を失ふ程ならば、何も皇太子の位を辭するのではなかつた。自分の退いたのは一身の安全の爲だ。然るに退いて居て殺される位ならば、寧ろ此方より進ん

近江吉野間
の意志疏通
を缺く

壬申の戦亂

で雌雄を決するが宜いと云ふので、兵を率ゐて近江に向はれた。斯くて壬申の亂は始まり、大友皇子は戦争に敗れて自殺せられ、大海人皇子が即位された。之が即ち天武天皇である。と、日本書紀所載の壬申の亂の道行は先づ斯う云ふ風になつて居るのだ。若し真相が此の通りならば、此の亂は前皇太子大海人皇子と、現皇太子大友皇子、否寧ろ大友皇子の臣僚との戦争であつて、近江の朝廷に此の時よしや天皇がましましたとしても、それは大友皇子ではなく、天智天皇の皇后である筈だから、大海人皇子が天皇を弑したと云ふ譯にはならぬ。其の間に餘程理窟が違つて來る。然るに普通の書物に書いてある様に、大友皇子が既に明かに天皇になつて居られたならば、壬申の亂は天皇と前皇太子との間の戦争である。解する者は壬申の亂を以て皇位の争だと云ふけれ

皇位の争と
篡奪

ども、既に一方が天皇にたまします上は、縱令前皇太子であらうが、何であらうが、其の天皇に對し奉つて皇位を争ふと云ふ事はない。是れ明かに篡奪である。謀反である。如何に説明して見ても大海人皇子は謀反人たるの名は免れ給はぬ。然るに其の謀反人が戦争に勝つて、天皇が崩御になる。御自分て崩御になつたとは申しながら、戦争に敗れた結果の御自殺であつて見れば、春秋の筆法で言へば大海人皇子が天皇を弑し奉つたと申しても宜しい。誠に恐れ多い事である。而も其の謀反人が三種の神器を得て即位の式をさへ擧げらるれば、直ちに天皇になつて、其の天皇の御子孫が約百年間も皇位を繼承せられたと云ふ様な事は、我が善美なる國體の國に於てあり得べき事であらうか。我等は到底之を信ずる事が出來ないのである。尤も長い間の歴史に於ては、已

我が國體と
壬申の亂

に述べた通り、赫々たる太陽も時には雲霧に蔽はるゝ事がある如く、種々の變態がないとも云へない。併しながら變體にも事と品とにより、覺て、縱令皇族たりと雖も、天皇を弑し奉りて皇位を奪つた御方が我が國にあつたらうとは信ぜられぬ。殊に其の後約百年の間も、其の御子孫が皇位を繼承せられたと云ふが如き事が我が國にあつたらうとは、我等教育家として到底信ずる事が出来ないのである。若し萬々一不幸にしてさる事實が我が國史上にあつたとしても、それは孟子の所謂「臣未だ知らざるなり」で、教育上缺如すべきものである。若し強ひて説明を要するならば、それは勅撰の日本書紀に書いてある通りの事に解釋したいと思ふ。我等は我が祖宗列聖の間にさる事實の存在を認めたくない。一説に日本書紀は天武天皇の皇子舍人親王の著であるから、

教育上より
見たる壬申
の亂

壬申の亂に
關する疑問

疑はしきを
缺く

壬申の亂は
皇室内限り
の事件

父天皇の罪惡を隠したものだとの説があるけれども、それは一の推測説で、固より證據のない事。殊に其の論者の説には種々重大な誤解もあるから、深く據とするに足らぬ。教育上の解釋としては、どこまでも右の如く解するのが至當であらうと思ふ。併しながら、大體此の事件は歴史家の間にも疑問があつて、未だ真相が明かでない。大友皇子が果して即位されたと云ふ證據も無論不備である。其の他にも歴史研究上疑問を容れる餘地が多く、要するに真相が明かでない。斯う云ふ様な事は史筆に於て所謂「疑はしきを缺く」で、其の點から云つても須らく缺如すべきものである。況や其の事實たる史上の重大事と云へば重大事なれど、實は皇室内限りの出來事で、敢て他に重大な關係を持たない。天智天皇の行はれた政治上の大改革は壬申の亂後益々整頓した。我が國

家社會の進運の上に壬申の亂は何等の影響をも與へて居らぬ。斯かる次第であるから、簡單なる國定教科書日本歴史より之を削つたのは、洵に至當の事であつて、教材としての取捨から云へば、須らく捨つべきものである。然るに自分が小學校に於ける實地教授を視察した結果によると、時として不心得なる教師は、折角文部省が心あつて削つたものをも、容赦なく補つて教へて居る場合がある。其の教師の心では、舊教科書は随分匆卒の際に出來たものであるから、つひ斯かる大事な教材をも落としたものであらうと、好意的辯護的の同情を以て補つて居るのかも知れない。が、如何に匆卒の際の編纂でも、斯かる重大なる問題を看過し、不注意に之を落とす筈がない。随つて新教科書にも無論入つて居ない。自分の考では實は中等學校の要目からも削るべき性質

道鏡に關する俗説

のものであらうと思ふのである。

次に一例として述べたいのは、道鏡と稱徳天皇との間に就いて世上に種々の流説のある事だ。普通の歴史の書物に載つて居る所では、道鏡と天皇との間に何か曖昧な關係でもあつたかの如く、時として甚だ恐れ多い事が傳へられて居る。随つて、小學校に於て教師が之を説明する場合にも、其の間に自然面白からぬ説き方をする者がある。併し、此の事柄も亦史學上餘程研究を要するもので、其の正確な證據は無論ないのである。のみならず、自分の研究に依ると、道鏡と稱徳天皇との間に或る曖昧な事があつたと云ふ事は、事實とは認められない。大體道鏡の事蹟も實に歴史上の一大疑問で、種々の不審な事件が其の間に伏在して居る。今日普通の歴史に書いてある通りの事が、敢て真相を得て居るもので

道鏡に關する疑問

はない。けれども、それは暫く別として、大體教育上の國史に於て道鏡の教材を收めた理由は、敢て我々の祖先の中にも斯かる不心得な者があつたと云ふ事を兒童に知らしめるが爲ではない。道鏡の罪惡を知らせる事は教育上必要はない。人或は勸善懲惡の意味を以て、縱令惡人の事歴と雖も、之を戒めとする方針を以て授けるならば教材として少しも差支ないと云ふけれども、こゝが所謂孟母三遷の必要のある所で、普通の場合には之を取らない。修身科の教材に惡人の例を出して其の末路を示し、以て惡を戒めると云ふ様な消極的の事は正則ではない。道鏡の教材は一方に和氣清麻呂と云ふ大事な教材を出す爲の接伴として出る位の意味で、決して道鏡が主ではないのである。清麻呂は所謂天壤無窮の皇運を扶翼し奉つた偉人で、其の爲に今では別格官幣

消極的教訓
と積極的教訓

教育上より
見たる道鏡
の事歴

社に祀られ、正一位の極位をも贈られて、立派な教育上の模範とすべき人物となつて居る。而して其の教材を説明する必要上、是非道鏡の罪惡は説かねばならぬ。併しながら、道鏡の罪惡を説かんが爲に祖宗列聖の御一人なる稱徳天皇の聖徳を汚し奉るの必要は、少しも無い。よしや不幸にして道鏡と天皇との間に或る特別なる關係があつたとした所で、それは所謂「臣未だ知らざるなり」の流義で避けなければならぬ。決して其の事を小學校で授ける必要はないのである。況や其の事實が信ずべからざる事であつたとしたならば無論の事である。自分は、願くは道鏡と稱徳天皇との間に或る曖昧な關係があつたと云ふ事柄を、嘗に小學校に於てのみならず、一般に世間の人々の知識から除きたいものだと考へる。随つて無論國定教科書には道鏡が天皇に寵幸せら

れたと云ふ様な誤解を起し易い書き方は少しもない。行基や空海が天皇の御信任を得たとか、藤原不比等が重く用ひられたとか云ふのと同じ筆法を道鏡に向つても用ひてある。然るに、實地教授の場合や、又教師の教案などに就いて視察した結果によると、教科書に折角信任とか重用とか云ふ文字を用ひてあるのを、態々翻譯して寵幸と云ふ様な意味の文字に改める。是は以ての外の事で、特に普通教育に於ては、深く注意すべき事だと思ふ。

第九章 建國の體制

以上述べた所では、國史教育の目的方法等の大要を説いたに過ぎないが、文部省は更に進んで小學校令施行規則中に、略、其の教材の種類を列擧してある。即ち其の第五條に、

教則に指定
されたる國
史教材

尋常小學校ニ於テハ建國ノ體制、皇統ノ無窮、歷代天皇ノ盛業、忠良賢哲ノ事蹟、國民ノ武勇、文化ノ由來、外國トノ關係等ノ大要ヲ授ケ以テ國初ヨリ現時ニ至ルマテノ事歴ヲ知ラシムヘシ

高等小學校ニ於テハ前項ノ旨趣ヲ擴メテ稍詳ニ我國發達ノ蹟ヲ知ラシムヘシ

とある。以下此の順序に隨つて、更に精しく解説を試み様と思ふ。

建國の悠遠
君臣の關係

さて、其の第一番に數へてあるのが、建國の體制である。即ち我が建國が他の諸外國と頗る其の體制を異にして居る事を知らせよとの指定である。我が國の建國は、既に國體の説明の條下に述べて置いた通りで、人智を以て計り知る事の出来ない、遠い遠い昔であつた。其の君臣の關係は、嚴として

國民の祖先

開闢以來嘗て紊れないのである。我が國の元首は國の始まる前に既に存在して、決して諸外國に於ける多くの例の如く、國あつて後に之を統治する爲に君を選んだり、或は他國の皇族を迎へて來て王と仰いだり、或は強力で他を壓服して其の國に君臨したりする様な類ではない。又我等國民の祖先は、(一)天孫の降臨に隨つて我が皇室の御先祖と共に此の國土に來た者か、(二)御歴代の天皇の御子より分れ出でられた者か、さもなければ、(三)逸早く天皇の御徳を慕うて之に隨ひ奉つた者か、或は(四)諸外國より皇化を慕うて歸化した者か、四者其の一に外ならぬのである。第一の例は天兒屋根命みこと・太玉命たまのみことの類で、天孫の降臨に隨ひ、之に事へまつる猶天上の儀の如しとあるから、高天原當時の君臣の關係を其の儘此の國土に於て持續して居るものである。是等の家柄の中

其の一

其の二

其の三

其の四

で最も著しいのは天兒屋根命の子孫なる藤原氏で、是は今に於て尙甚だ榮えて居る。人常に我が皇室の萬世一系なる事を口にすれども、國民の家柄の亦萬世不變なる事に注目する者は甚だ少い。併しながら、此の藤原氏の如きは確かに皇室と相伴うて、支族甚だ繁榮して居るのである。第二の例は所謂源氏・平氏・橘氏の類で、何れも皇室より出でて數多の家に分れ、前記藤原氏と共に世に源・平・藤・橘と稱せられて居るのである。其の中でも別して源氏・平氏の二氏は支族最も繁榮して、幹から枝、枝から小枝、小枝から更に其の小枝と、際限もなく分れて居る。第三の例は饒速日命ニギハヤヒの様な者で、皇室の御徳を心に會得して後は忽ち忠實なる臣民となり、子孫は所謂物部モノベの八十氏ヤソノウヂで、其の一族も頗る榮えた。第四の例は秦の始皇帝の後裔なる弓月君ユヅキノミコや、漢の高祖の後裔なる阿知

使主の類で、何れも遠く皇化を慕うて特に歸化してからは、他の國民と相竝んで同じく忠良の臣民となり、弓月君の子孫は秦氏として一族大いに榮え、阿知使主の子孫は漢氏、坂上氏などとなつて、其の中からは坂上田村麻呂の如き偉人をも出して居る。我が國の臣民今や五千數百萬の多きに達して居るも、其の家柄を調査しなれば、何れも右の四流に歸する。よしや年代久しく、記録亡び、傳説亦廢たれて其の祖先を知り難いまでも、詰りは右の四流の外に出でないのである。而して、此の四流各、出自を異にして居る様でも、實際は其の後久しい年代を経る内に、血統互に相混じ、悉く同化して、打つて一團となり、今や精神的にはた肉體的に、少しも區別する事の出來ない大和民族を形成して居るのである。縱令家柄は歸化人たる秦氏でも、一たび天孫種族と婚を通じ

大和民族

たならば、秦氏の血は二分の一になつた譯、更に二たび天孫種族と結婚するならば、秦氏の血は四分の一になる道理、斯く等比級數を以て減じて行くのであるから、氏が何でも、系圖がどうしても、實際には全く區別のない大和民族である。而して皇室は實に此の大和民族に對して總本家であらせられる。累代の主人筋であらせられる。此の總本家たり、累代の主人筋たる皇室と、分家、末家たり、譜代の家來筋たる臣民とが、相寄つて成せる國家は、例へば一家一族相寄り、宗家の主人を社長と戴いて組織した合名會社の様なもので、其の社員は盡く連帶無限の責任を有して居る。決して、其の出資額以外に責任を有せず、又其の權利義務を勝手に賣買讓與し得る株式會社の株主の様な、そんな水臭いものではない。實に我が國は皇室と臣民と共に連帶無限の責任を以て之を

我が國家は
一の合名會
社の組織

護り、之を發達せしむべきもので、其の建國の體制實に萬國に卓越して居る。其の國民は實に太古以來所謂連帶無限の責任を以て天皇の指揮の下に、天皇を扶け奉り、國家の發展を成就して居るのだ。而して國史は明かに其の事實を示して居る。帝國憲法發布の勅語に、畏くも今上天皇陛下は、

帝國憲法發布の勅語

惟フニ我カ祖我カ宗ハ我カ臣民祖先ノ協力補翼ニ倚リ我カ帝國ヲ肇造シ以テ無窮ニ垂レタリ此レ我カ神聖ナル祖宗ノ威徳ト竝ニ臣民ノ忠實勇武ニシテ國ヲ愛シ公ニ殉ヒ以テ此ノ光輝アル國史ノ成跡ヲ貽シタルナリ朕我カ臣民ハ即チ祖宗ノ忠良ナル臣民ノ子孫ナルヲ回想シ其ノ朕カ意ヲ奉戴シ朕カ事ヲ獎順シ相與ニ和衷協同シ益、我カ帝國ノ光榮ヲ中外ニ宣揚シ祖宗ノ遺業ヲ永久ニ鞏固ナラシムルノ希望ヲ同クシ此ノ負擔ヲ分ツニ堪

フルコトヲ疑ハサルナリ

と仰せられた。陛下は實に和衷協同と仰せられてある。和衷協同は實に我が祖宗の法で、君臣の關係は甚だ親密だ。決して諸外國に於ける實例の示すが如く、國の爲にならぬ君は君として仰ぐに及ばぬ。君にして國民を壓服するの威力を失つたならば、國民は忽ち之を覆してしまふと云ふ様な、そんな水臭い中ではない。而して其の國家の發展と云つても、決して腕力を以て理不盡に他の國土を侵略するものではない。神武天皇が大和をお定めになつて土蜘蛛や八十梟帥と云ふ様な土賊を誅し給ひ、日本武尊が熊襲や蝦夷を征して之をお平げになつたと云ふのも、決して腕力を以て異種族を虐殺し、其の土地を奪つた譯ではない。憐むべき彼等は天照大神が天孫瓊杵尊に賜はりたる此の國土の一隅に

國家發展の意義

西征東伐の解釋

住んで、而も未だ天皇の尊きを知らず、互に相殘害し、良民を抄掠するのであるから、歴代の天皇は之を不憫に思召され、十分に懐柔の手段を講じて之をお諭しになる。いくら諭しても頑冥にして到底命を奉じない者は、一國の平和の爲に己むを得ず、始めて之を誅伐せられる。猶、一身の生命の安全には代へ難いが爲に、手一本足一本をも切斷する場合がある様なものである。我が光輝ある國史は明かに之を證明する。我が國に於ては決して、白人が亞米利加や亞弗利加、濠太利亞などの未開人に對して無暗と之を虐殺し、若しくは之を驅使した様に、しかく殘酷に異種族を扱つたためしがない。皇軍は常に仁義の師である。論より證據、神武天皇は大和を平げて兄ネ狛ウカシ兄ネ磯城イソキの如き頑冥なる土賊を御誅戮なされた。併し、其の兄弟たる弟ネ狛ウカシ弟ネ磯城イソキ等は、早く天皇の召に應じ

皇軍は仁義の師

て歸服したるが爲に、死罪を免れた上、厚く恩賞に預つて居るではないか。明治の初年、奥羽の諸藩連合して新政府に抗し、遂に王師堂々東北に進んだが、今上天皇陛下は、決して御憎しみを以て之を征せしめ給うたのではない。慈母の其の子を誡め、之を懲すと同じく、憐みを以て、涙を以て、御征討遊ばされたのである。此の時の奥羽の士民に諭告遊ばした詔を拜し奉つて、誰か感泣せざる者があらう。其の大詔に、

奥羽士民に諭告の詔

奥羽一隅イマタ皇化ニ服セス妄ニ陸梁シ禍ヲ地方ニ延ク朕甚コレヲ患フ夫四海ノ内孰カ朕ノ赤子ニアラサル率土之濱亦朕ノ一家ナリ朕庶民ニ於テ何ソ四隅ノ別ヲナシ敢テ外視スル事アラシヤ惟朕ノ政體ヲ妨ケ朕ノ生民ヲ害ス故ニ已ヲ得ス五畿七道之兵ヲ降シテ以テ其ノ不廷ヲ正ス願フニ奥羽一隅ノ衆豈悉ク乖亂昏迷センヤ

其間必ス大義ヲ明ニシ國體ヲ辨スル者アラン或ハ其力及ハス或ハ勢支フル能ハス或ハ情實通セス或ハ事體齟齬シ以テ今日ニ至ルカクノ如キモノ宜ク此機ヲ失ハス速ニ其方向ヲ定メ以テ其素心ヲ表セハ朕親シク選フ所アラン縱令其黨類ト雖モ其罪ヲ悔悟シ改心服歸セハ朕豈コレヲ隔視センヤ必ス處スルニ至當ノ典ヲ以テセン玉石相混シ薰蕕共ニ同フスルハ忍ヒサル所ナリ汝衆庶宜シク此意ヲ體認シ一時ノ誤ニ因テ千載ノ辱ヲ遺スコトナカレ

と仰せられてある。聖旨宏大實に海の如し。而して是れ實に歴代天皇の以て民に臨み給ふ所である。試みに古來朝廷がアイヌに對して執り給へる方針を見奉るに、何れも皆此の通りで、決して殘虐なる行爲はない。常に先づ懷柔の手段を

歴代の對アイヌ策

アイヌの同化

執つて居られるのである。其の酋長の如きは高い位を授けて之を優待し、其の皇化に服せる者は多く内地に移住せしめて孫の代に至るまでも食料を給し、其の期滿つれば之を他の大和民族と同一の扱をなし、以て其の同化融合を圖られた。斯くの如くにして多數のアイヌは大和民族中に混じてしまつたのである。決して大和民族の壓迫に遇うて絶滅に近づいたのではない。今日人種學者が日本人の骨骸容貌等を研究して、アイヌ種族の混ざるもの少からざる事を云ふ。而して此の事は、歴史亦之を證して、恐くは少しの疑問もない所であらう。人或は斯かる説を聞いて不快の感を抱く者がある。併しながら是は大なる誤で、大和民族の特長は他の種族を同化融合せしめる點にある。泰山は土壤を譲らず、大海は細流を擇ばず、故によく其の大をなすと同じく、大和

大和民族は他を同化融合せしむるの性に富む

民族はアイヌであれ、熊襲・隼人であれ、土蜘蛛などと稱せられたる異種族であれ、或は諸外國よりの歸化人であれ、決して之を虐待し、之を絶滅せしめ、以て其の土地を奪ふと云ふ様な事なく、悉く之を自己の同一民族中に同化融合せしめ、以て此の大國民をなしたのである。決してヘブリュー人の如く、何時までも他と同化せずして、油を水にまぜた様なのは同一でない。而して其の同化融合よりなりたる大國民の體質なり言語風俗なりが、學者の研究によつて或は種々の異種族の混入を證明する事があつても、少しも構ふ事はない。精神に於ては何れも一點疑のない大和民族である。皇室を宗家と戴き奉り、或は之を開闢以來累代恩顧の主家と仰ぎ奉れる大和民族である。例へば果樹に接木をする様なもので、其の臺樹が柚子であれ、橙であれ、はた枳殻であれ、之

異種族の混入と接木の比喩

君民同祖論の批評

に温州蜜柑の枝を接いだならば悉く温州蜜柑となる。更に培養其の宜しきを得ば益、良種となる様なものである。或る論者は我が建國の體制上特異なる點として、盛に君民同祖論を唱へる。此の點に於て自分も亦一點の異論はない。併しながら、之を唱へる事が極端に走つて、異種族の混入を絶対に否認し、歸化人の後裔を疎外し、人類學者・人種學者の進歩したる學說に耳を蔽はんとする者があらば、是れ思はざるの甚だしいと云はねばならぬ。斯くの如きは決して大國民たるの襟度ではない。泰山は土壤を譲らざる我が大和民族の本性ではない。今や我が國は北海道にアイヌを従へて居るのみならず、更に南の方臺灣を其の版圖に加へ、北の方樺太を其の所領とし、韓國を保護國とし、滿洲に於ても種々經營を施して居るではないか。のみならず、近くは日韓合邦論

さへ唱へられて居るではないか。然るに、臺灣土人、同じく蕃人、北海道のアイヌ、其の他樺太の種々の異種族等に至るまで、何れも大和民族でないとして何時までも之を區別し、之を疎外せんとするに至らば、是れ實に我が祖宗の法に背くものと言はねばならぬ。我等は實に我が祖宗が異種族に對して執られた方針をこゝに實行して、悉く彼等を同化融合せしめ、我等と等しき忠良なる大和民族となす事を期せねばならぬ。我等は決して腕力を以て彼等を征服し、彼等の土地を奪つた者ではない。安寧を維持し平和を企圖するの誠心誠意より、一時の苦痛を忍んで兵を動かした結果、自ら斯くの如く立ち至つたのである。其の結果として自他共に幸福を得る。古くは神功皇后の征韓、近くは日清、日露の兩役、皆是である。是等の委曲の説明は、後に「外國との關係」の條下の

我が國の發展には侵略の意味なし

君は民の父
母は民の赤子

説明に譲つて、今は述べないが、要するに、我等は決して侵略的態度を以て異種族に臨んだ者ではない。言ふまでもなく、我が大八洲國は、天祖より天孫に賜はつた所で、天照大神は皇運の天壤無窮を誓つて、「我が子孫の君たるべき地」と仰せられた。随つて其の大八洲國內にある人民は、悉く天皇の臣民であつて、隼人でも、アイヌでも、土蜘蛛などと呼ばれたる異種族でも、等しく皆天皇の赤子である。其の赤子中に不心得な者がある時は、民の父母なる天皇は十分に之をお諭しになる。お諭しになつても尙聞かなければ已むを得ず之を御誅伐なさる。是れ當然の義務遂行であるのだ。併しながら、斯く云へば人或は大八洲國以外に手を出す事は如何と首を傾げるかも知れない。萬一左様な人があつては甚だ遺憾である。固より我等は未だ斯かる議論を公表した論者ある

を聞いたのではない。随つて今之を彼れ此れ論ずるは一の杞憂かも知れないけれども、もとく此の大八洲國は我が天祖より天孫に賜はつた地だと甚だ有力に論ずる場合には、勢ひ其の大八洲國以外の地は天祖より賜はつた國ではないと云ふ結論に達するの處があるが、我等は決して過去に於て天祖より賜はつた土地以外のものを、暴力を以て侵略した者でもなければ、又將來決して之をなす者でもない。其の人民が自然の成り行きによつて大和民族に同化する事、猶隼人や蝦夷が同化して、他と區別なき者となつたと同じ有様となる場合には、其の土地が亦日本帝國の一部として、他と區別なきものとなるは當然である。永久の平和を企圖するの誠意より、永久の平和を求むるの方便として、斯くの如くなるのである。卑近な例ではあるが、例へば、嫁を貰

異種族の同
化と婚嫁の
比喩

一家族と寄
合世帯

つて其の嫁が自己の財産を持參した様なものだ。嫁入した者は良家の一家族となつて自己の幸福を得る。又嫁を貰つた者は良き内助を得て終生の幸福を得る。斯くて一家は永く平和を得て益繁昌し、其の子の代となれば、もはや是は家つきの財産だ、是は母の持參した財産だとの區別はない。帝國の發展は正に斯くの如きもので、其の嫁をして祖先以來の家風に合ふ様にせしめるのは、即ち大和民族に同化せしめる所以だ。是れ祖宗の遺訓である。國史の成跡の證する所である。斯くの如くにして我が全國土我が全國民は、彼れ此れの間、少しも區別のない一家族をなして居るのである。決して一時の便宜上よりの寄合世帯の類ではない。甚だ堅固なる團結をなして變らないものである。神聖なる祖宗の遺訓と光輝ある國史の成跡とは炳として日星の如し。我等

教育家たる者はよく此の道理を究めて、建國の體制の特異なる點を理會し、兒童をして其の向ふ所を誤らざらしむる様にせねばならぬ。

第十章 皇統の無窮

天壤無窮の
神勅

天祖天照大神が天孫瓊杵尊を此の大八洲國に降臨せしめ給ふに當り、「豊葦原瑞穗國は吾が子孫の君たるべき地なり。汝皇孫就いて治らせよ。行け。寶祚の隆えまさんこと、當さに天壤と窮り無かるべし。」と仰せられてから以來、列聖相承けて今日に及び、天壤無窮の皇運は益隆盛にして、其の極まる所を知らぬ有様である。我が國は神武天皇御即位以來已に二千五百有餘年の久しきを數へて、世界に比類なき舊國である。單に「比類なき位」の語だけでは我が舊國なる事を示

我が國は世
界の最舊國

紀元の年數
に關する異
論と其の解
釋

すに足らぬ。我が國を第一として、以下、二、三、四、五と續くものがない。ズツト其の間を抜きにして、遙か下つて八、九、十位の所に諸外國は列せられるのである。併しながら、我等の誇とする所は單に其の二千五百有餘年と云ふ數字にあるのではない。此の數字に就いては、歴史家も時に或は研究を試みて異論を挿むし、其の異論を聞いて時に或は不快の感を起す愛國者もある。余輩は其の兩者に就いて共に誠意を諒とする。一は古代の真相を明かにせんとする學問上の誠意よりするもので、之は防遏する事が出来ない。一は我が建國の古くして一層奥床しからん事を希望するの誠意より來るもので、寔に敬服に値する。さりながら、余輩の目よりして之を見れば、よしや神武天皇の御即位が二千五百餘年前であらうが、二千年前であらうが、そんな僅少な數字に頓着する

我が皇室起源の年代

ものではない。二千年と云ひ二千五百年と云ふ、之を他國の建國の年代に比較すれば甚だ古いものであつて、十分以て誇となすに足るけれども、我が天壤無窮の皇運は斯かる短かい年代に於て淵源したものではない。日本書紀には天孫降臨から神武天皇の御代までを百七十九萬二千四百七十餘歳と數へてある。固より其の數字は信ずるに足らぬ。信ずるには足らないけれども、併し斯くの如き仰山な記事のあるのは、要するに建國が人智を以て計り知る事の出來ない程遠い古代である事を示した者だ。古代の事は曆日が確かでない。随つて其の精確な數は分からないが、其の分からない所に無限の味があるのである。分かつて居たならば縦令其の事が如何に古くとも、矢張り其の以前の時代があるので、それと比べては比較的新しいものとなるのだ。世界で

世界最舊國の意義

我が國に天位を覬覦するの臣民なし

一番古いものではなくるのである。然るに我が國は此の分からない時から國が始まり、君臣の分が定まり、天壤無窮の皇運は起つて居る。其の以前はないのである。即ち絶對である。開闢以來である。其の遠い遠い古代から今日に至るまで、未だ嘗て我が國には臣民にして天位を覬覦するが如き不心得の者はない。平安朝の中頃以後、藤原氏が權を專にして綱紀弛み、朝廷の御稜威は甚だしく衰へた。殊に室町幕府の中頃後になつては、群雄各地に割據して將軍の威令はもはや下に行はれず、世は所謂戰國の状態となり、申すも畏い事ではあるが、皇室は實に式微の極に達し給はれた。一天萬乗の君が御踐祚ありても、御費用乏しく即位の大禮を行ひ給ふ事が出來ぬ。又、崩御ましくして後數十日間、御葬式を行ひ給ふ事が出來なんだ時もある。宮殿の土塀は破れて子供

王綱の弛緩と皇室の式微

が勝手に出入する。紫宸殿の前には行人の爲に茶店が出る。三條の大橋から内侍所の御燈火が見える程にも、御痛はしい有様に達した。併しそれでも何人も自ら取つて之に代らうとする者はない。若し是が支那なり、其の他の諸國なりであつたならば、多年の戦亂を鎮定して人民を安んじた大功臣源頼朝や、織田信長、豊臣秀吉、徳川家康などは、必ず天命を受けたる君として自ら天子となり、所謂革命を行つたに相違ない。が、我が國では決して其の様な事はない。

如何なる場合にも革命なし

平將門は如何

平將門は偽宮を下總の猿島に立て、新皇と稱した。是れ明かに天位を覬覦した者ではないかと云ふ。彼れ固より不心得なる者である。併しながら彼の側に取りては、亦自ら幾分かの辯解があつて、決して支那などで革命を企てた者とは同視し難い所がある。彼は時勢に憤慨して東國に割據し様

とした。けれども彼は敢て自ら一天萬乗の君を排し、日本國に君たらうと云ふ様な企があつたのではなかつた。殊に彼が兎も角も斯かる非望を思ひ付くに至つたに就いては、一つには己れ桓武天皇の後胤○彼の祖父高望王は桓武天皇の曾孫であるであるとの思想と、今一つには、八幡大菩薩から、朕が位を蔭子平將門に授け奉る。との託宣があり、左大臣正二位菅原朝臣の靈魂が其の位記に署名されたと云ふ様な迷信が加はつて、是から起つたもの。言はば皇胤であるとの自負心から一の精神病に罹つた様な者で、單に自ら取つて代らうと云ふ様な外國の例とは頗る様子を異にして居る。

將門は精神病者

僧道鏡は如何

將門と共に天位を覬覦した前後の二幅對の其の一として、最も世人より憎まれて居るのは僧道鏡である。彼は稱徳天皇の御信任の厚きに乗じて傲然と法王の尊位に陞り、專横

の行甚だ多く、遂には自ら天位にまで陞らうとした。併し彼が天位を覬覦したのは中臣習宜阿曾麻呂が、是も宇佐八幡大神の神託だと稱して、其の即位を勧めたからである。神慮を妄信した結果である。道鏡の反對者の手に成つた續日本紀にも明かに、「太宰主神習宜阿曾麻呂八幡の神教と詐稱して道鏡を誑耀す。道鏡之を信じて神器を覬覦するの意あり」とある。殊に彼は最後まで之を信じて、自分はどこまでも天子となるべき者だと思つて居た。和氣清麻呂の爲に最も露骨に面責されて後も、彼は尙初の神教を信じて居た。稱徳天皇崩ずるや、彼は梓宮を奉じて廬を天皇の高野陵下に結び、威福己に由るを以て竊に僥倖を懐ひ、御葬の禮畢るも山陵を守り奉る」とある。彼は實に野心満々たるも、而も姦謀を逞しうする様な悪黨ではなかつた。滿廷の臣僚が自分の味

道鏡は時勢

に通ぜざる
没曉漢

方であるが敵であるかの見分けすら出来ない程にも時勢に通じない男であつた。彼にして若し一個の悪黨ならしめば、稱徳天皇の崩御に遇つては必ず大騒ぎをして、善後策を講ぜねばならぬ筈である。然るに彼は何等の運動をもせぬ。天皇の陵下に廬を結んで、殊勝にも毎日讀經して居たのである。讀經しつゝも彼は自己が將來天皇として擁立せらるべき僥倖を豫想して、奉迎の使の來るを待つてた。が、豈圖らんや、彼を迎への車は彼を宮中に奉ずるのではなくして、遠く彼を下野へ放逐するのであらうとは。彼の時勢に通ぜぬも亦夥しいではないか。然れども、斯くの如きものは、彼自ら信ずる所があつたからであらう。八幡大神の神教以外更に深く信ずる所があつたからであらう。舊説悉く彼を以て天智天皇の皇子施基親王の子としてあるのだ。即ち大納言白

道鏡皇胤説

壁王、後に光仁天皇とならせられた御方と兄弟の間柄だ。之に就いては反對の意見を有する史家もある。けれども、彼が人臣として法王の尊位に上り、顯貴を極めて藤原氏の大以下相府の連中をして其の前に羅拜せしめ、供御天子に准じて傲然と其の位に居るを得たものは、一平民のよくする所ではないのみならず、萬世一系の皇室、天壤無窮の皇運は、開闢以來我が國の大則で、何人も之を熟知して居る筈である。されば彼にして一平民の子ならんには、如何に尊貴榮達を極めたりとて、阿曾麻呂いかでか之を天子たらしむべしとの議を提出するの餘地があらう。稱徳天皇亦如何でか之に耳を傾け給ふべき。滿廷の臣僚亦如何でか之に迷ふ事があるらう。阿曾麻呂の乗じたのには、必ず乗ずべき間隙があつてそれに乘じたに相違ない。殊に道鏡が最後までも、竊に僥

倅を懷ふ」とあるのは、必ず自分が皇胤たるを恃んでであつたらうと思はれる。彼は或は實に皇胤であつたかも知れぬ。随つて當時天武天皇系の皇族殆ど盡き、光仁天皇が天智天皇系から入つて大統を承け給うた程の際であつたから、時勢を知らぬ彼が尙皇位に未練を残したのも無理ではなかつたのかも知れない。果して然らば、彼が天位を覬覦した事も、其の皇胤たると八幡大神の神教を信じたとの二つの理由のあるもので、亦諸外國に於ける革命篡奪の事例を以て論ずべきものではない。

皇胤と皇族
皇族と皇嗣

弓削氏

併しながら皇胤必ずしも皇族でなく、皇族であつたからとて必ずしも皇嗣なるべき資格があるのではない。彼道鏡はよしや普通の系圖の傳ふる如く皇胤であつたとした所で、既に出でて其の同母弟淨人等と共に弓削氏を繼いで居る

皇族の臣籍
に下る先例

のである。弓削氏は物部守屋の後で、無論一の臣民である。此の頃は皇族にして臣籍に下り、或は臣下の家を繼ぐ例は屢あつた。臣籍に下つた例としては天武天皇の皇子長親王の子邑珍王が文室太市となり、智努王が文室淨三となり、新田部親王の子鹽燒王が氷上鹽燒となつた類で、後には其の例が甚だ多い。又皇族が出でて臣下の家を繼いだ例としては、敏達天皇六代の孫葛城王が、其の同母弟と共に母の橘三千代の家を繼いで己れ橘諸兄となり、天武天皇の皇孫長屋王の王子某王が、其の母藤原不比等の女なるにより、母の姓を襲うて藤原弟貞となつた類である。道鏡も亦恐らくは施基親王が弓削氏の女を納れて生まれた者であつて、其の同母弟と共に母の家を繼ぎ、母の姓の弓削を名乗つた者であらう。道鏡の郷里は河内國舊若江郡弓削郷で、志紀郡の隣だ。志

道鏡は皇嗣
たるの資格
なし

紀郡は施基親王の御名に縁があるらしく、或は親王は此の地に居られたのであつたかも知れないけれども、道鏡既に弓削氏を繼いで臣籍に列した以上は、もはや皇族ではない、疑もない一の臣民である。随つてもはや皇位を踐むべき資格はないのである。道鏡が偽の神教を信じて野心を起したは確かに誤である。我が國開闢以來君臣の分定まれり。臣を以て君となす事は未だ之れあらざるなり。天之日嗣は必ず皇緒を立てよ、無道の人は早く掃除すべし。と和氣清麻呂が面責したのは、誠に一言を容るべき餘地のない、正々堂々たる正義である。後の世には藤原氏權を專にして、一旦皇族より出でて臣籍に下りたる源定省を親王に復し、更に立て、宇多天皇と戴いた例もあれど、是は寧ろ皇位繼承上の變態で、則とすべきものではない。稱徳天皇崩御の後に右大臣吉

宇多天皇皇
位繼承の一
變例

備眞備びのまきびは文室太市を皇嗣の候補者に擬し、氷上鹽燒なども亦嘗て皇嗣として推された例があつたけれども、是れ亦何れも同様だ。況や道鏡の如きは、出でて臣下の家を繼いだ者であつて見れば、尙更の事と云はねばならぬ。今假りに道鏡を皇族であつたとした所で、皇族必ずしも皇嗣なるべき資格はない。明治二十二年に御制定になつた皇室典範には、明かに皇嗣なるべき御方をお示しになつてある。

皇位繼承の次第

皇室典範第一章皇位繼承

- 第一條 大日本帝國ノ皇位ハ祖宗ノ皇統ニシテ男系ノ男子之ヲ繼承ス
- 第二條 皇位ハ皇長子ニ傳フ
- 第三條 皇長子在ラサルトキハ皇長孫ニ傳フ皇長子及其ノ子孫皆在ラサルトキハ皇次子及其ノ子孫ニ傳フ

以下皆之ニ例ス

- 第四條 皇子孫ノ皇位ヲ繼承スルハ嫡出ヲ先ニス皇庶子孫ノ皇位ヲ繼承スルハ皇嫡子孫皆在ラサルトキニ限ル
- 第五條 皇子孫皆在ラサルトキハ皇兄弟及其ノ子孫ニ傳フ
- 第六條 皇兄弟及其ノ子孫皆在ラサルトキハ皇伯叔父及其ノ子孫ニ傳フ
- 第七條 皇伯叔父及其ノ子孫皆在ラサルトキハ其ノ以上ニ於テ最近親ノ皇族ニ傳フ
- 第八條 皇兄弟以上ハ同等内ニ於テ嫡ヲ先ニシ庶ヲ後ニシ長ヲ先ニシ幼ヲ後ニス

即ち、皇嗣なるべき御方の順序は、右の如く嫡長を先にして、

皇位繼承の
順序は祖宗
の法

天皇と最も血縁の近い御方が御位を繼がれるのである。其の秩序の整然として一絲紊れざる、更に疑問を容るゝの餘地がない。而して此の事は明治二十二年皇室典範御制定の時に至つて始めて定まつたものではない。是れ一に皇祖皇宗の遺し給へる先例に據られたに過ぎないのである。尤も御歴代の天皇御繼承の次第を見奉るに、時には此の通りになつて居らぬ場合も多い。併しながらそれは、其の時に於てそれ〴〵理由のある事で、我が國の大法ではない。天之日嗣は必ず皇緒を立てよ。で、皇嗣は必ず皇緒でなければならぬ。「緒」とは繭から絲を抽き出す小口の事で、所謂絲口である。絲口は即ち一番上に出でて居る所で、皇緒は即ち皇族の眞つ先の御方、皇室典範にお定めになつた皇位繼承の順序の第一番に在らせられる御方が即ちそれである。持統天皇三年

皇緒の意義

皇太子草壁皇子が薨去になつた。此の時皇太子には七歳の御子がまし〴〵たけれども、此の頃の例には、斯かる幼少なる御方が天位を踐ませられる事はない。天位は必ず自ら政を執らせらるゝに適當な御年齢に達して後に始めて之に登らせられるのである。そこで、草壁皇子の御弟高市皇子が皇嗣として擬せられた。斯くて皇子は太政大臣となり、親しく政治に與られたが、不幸にして此の御方も亦持統天皇の十年に至つて薨去になり、爲に皇嗣が定まらない。天皇は王公卿士を禁中に召して意見をお尋ねになつたけれども、衆議區々に分れ、各自己の好憎によりて候補者を推すものであるから、遂に決する所がなかつた。此の時弘文天皇の御子葛野王は憤然として所見を述べられた。曰く、我が國家の法たる神代以來子孫相承け以て天位を襲ぐ。若し兄弟相及ぼ

葛野王一言
の下に皇嗣
を定む

さば則ち亂此れより興らん。仰いで天の心を論ぜんには誰か能く敢て測らん。然れども人事を以て之を推さば聖嗣自然に定まれり。此の外誰か敢て問然せんや」と。之を聞かれた弓削皇子は一言を挿まふとせられたけれども、葛野王の叱責に遇うて止み、皇嗣は忽ち故草壁皇太子の御長男と定まつた。是れ後に文武天皇と申し上げる御方である。弓削皇子は天武天皇の皇子で、故草壁皇子故高市皇子と御兄弟の間柄であるから、或は自ら天位を希望して居られたのかも知れぬ。併しながら、神代以來の大法を主張した葛野王の所説に對しては反對は出來ない。持統天皇は葛野王の一言がよく議論を定めたのを嘉して、特に正四位を授け、式部卿に拜せられたと云ふ。此の子孫相承けて天位を襲ぐ」とは即ち天之日嗣に皇緒を立つるの謂で、是れ開闢以來の大法である。

兄弟相及ぼすは嘉例にあらず

皇子を差し措いて兄弟相及ぼす場合には往々にして不祥の事が起る。仁徳天皇の御子なる履中・反正・允恭の三天皇は相次いで即位された。而して其の御子孫は互に相残害し、遂に安康天皇は從弟眉輪王の爲に弑せられ給ふと云ふ。恐れ多い事件すら起つたのである。斯くて清寧天皇に至つては、相残害の結果もはや皇嗣がない。僅に播磨から億計・弘計の二王子を尋ね求めて、御位を傳へられたけれども、それも武烈天皇に至つて絶え、漸くにして應神天皇五世の孫繼體天皇が越前から迎へられて繼體の君となつた。かくて、天壤無窮の我が皇室に疵は付かなんだが、併しながら此の時は實に皇運の危機に際し給ひし極點であつたと言はねばならぬ。尋で蘇我氏專横の時には、欽明天皇の御子たる敏達・用明・崇峻・推古の四天皇兄弟相次いで即位せられた。而して此の

際崇峻天皇は恐れ多くも逆臣の難に遭ひ給ひ、用明天皇の皇子たる聖徳太子の御一族は、太子の薨後族滅せられ給ふの惨劇を生ずるに至つた。此の一件は、後に大極殿玉座の前に於て蘇我入鹿誅戮せらるゝに及んで、始めて一段落をなしたが、其の後間もなく壬申の亂は天智天皇が皇弟大海人皇子を皇儲と定め給うたに胚胎して、是れ亦非常なる事件を醸した。是より後奈良朝に至つては、皇位繼承の順序が頗る紊れ、爲に皇族多く其の終を完くせず、天位は遂に天武天皇の後より去つて、天智天皇の後に歸する事となつた。降つて藤原氏擅權の世に至つては、皇位は恰も藤原一家の私有物の如く、天子は垂拱して成を仰ぎ給ひ、綱紀弛みて遂に武家政治を馴致するにも至つた程で、皇位繼承の順序は甚だしく區々となつた。保元の亂は其の結果の現はれたもので

ある。鎌倉時代に至つては、後深草龜山の兩天皇御兄弟を以て位を繼ぎ給ひ、是より皇統は持明院大覺寺の二つに分れ、遂に南北兩朝分立の不祥事をすら惹起すに至つたのである。斯くの如きは、勿論事情避け難い場合もあつたであらうが、是れ併しながら開闢以來の國家の大法たる父子相承の例によらず、皇緒を選んで皇嗣となし給はなんだ結果で、決して範となすべきものでない。今や皇室典範一たび定まつて、萬世に至るまで皇位繼承に關し疑問を生ずる事のない様になつたのは、寔に昭代の慶事で、祖宗の法こゝに至つて始めて確定されたものである。

我が祖宗の法は實に皇緒を立つるにある。道鏡の神器を覬覦したのが不都合千萬であるは言ふまでもない。將門の謀叛の不可なるも亦無論だ。隨つて其の野心は固より成就す

武内宿禰の
嫌疑

べきものではない。將門も失敗した。道鏡も失敗した。縦令皇胤であり神の教であると信じて、無論失敗すべきものである。此の二人を除いて我が國には、神代以來天位を覬覦したかの疑のあるものすらも決してないのである。若し強ひて他に例を求むれば、武内宿禰が九州鎮撫の任に當つて居た時に、其の弟甘美内宿禰によつて、彼れ常に天下を望むの情あり、今聞く筑紫に在つて密に謀つて曰く、獨り筑紫を裂き、三韓を招いて己れに朝せしめ、遂に天下を有たんとすと。と讒せられた事があるばかり。此の以外には決してない。而も是は所謂讒奏で、無論事實ではない。事實ではないが併し武内宿禰に斯かる嫌疑の容るべき餘地があつた事は、彼が孝元天皇の皇曾孫として、殊に數朝に歴事して甚だ權力があつたからである。純然たる臣民であつて見れば、初から斯

皇運扶翼の
責任

かる嫌疑を受くる事はないのである。皇運は實に天壤無窮である。實に絶対不變である。臣下にして之を覬覦するが如き者は神代以來絶無である。併しながら、我等は決して皇運が絶対であるからと云ふて措いて之を省みず、其の自然に放任すべきものではない。教育に關する勅語にも「一旦緩急アレハ義勇公ニ奉シ以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ」と仰せられた。我等國民たる者は、同心協力して天壤無窮の皇運を扶翼すべき大責任を有して居るのである。皇運は實に天壤無窮である。併しながら扶翼其の道を得ざれば遂には平安朝の如く、武家時代の如く、甚だ恐れ多い御有様にも成るべき事は、先例已に之を證明して居るのだ。是れ國史の教育の必要なる所で、我等は十分に我が皇統の天壤無窮なるべき所以を知り、常に道を以て其の皇

運を扶翼し奉るべく心懸けねばならぬ。而して之をなすには、一に國史の教育によらねばならぬものである。

是に於て我等は更に教育上一考すべきものがある。それは和氣清麻呂に關する教材の扱方だ。清麻呂は實に危機に際したる皇運を扶翼した偉人として、護王神社と祀られ、正一位の極位をさへ贈られた人である。随つて此の清麻呂を教材として天壤無窮の皇運を扶翼すべき事柄を説くのは、國史の教育上最も必要な事である。けれども、是には餘程の注意をしないと弊害がある。と云ふのは、世の清麻呂を説く者を見るに、時としては、清麻呂を餘りに賞讃せんとするの結果、此の時に若し清麻呂がなかつたならば、一惡僧なる道鏡が天位を汚し、天壤無窮の皇運はこゝに絶えて、天照大神の神勅も反古になつて仕舞つたであらうと云ふ様な風に、兒

和氣清麻呂に關する教材の扱方の心得

童をして誤解せしめる虞のある説明の方法を採つてゐる者がある。無論教師がさう露骨に言はう筈はないけれども、推し詰めて行く時には自然にさうなる。是は甚だ注意すべき事だと思ふ。天下の一切の國民は皆清麻呂の心を以て心とせねばならぬ。随つて清麻呂を重く見るのは良いけれども、清麻呂が若し此の時に居なかつたならば、天壤無窮の皇運が絶えてしまつたのであるかも知れないと云ふ様に解せられては、甚だ宜しくない。皇運はどこまでも天壤無窮で、無論一點の疑もない筈である。唯扶翼其の道を得なかつたならば、色々な事が起つて来るから、さる事のない様に平常から注意せねばならぬ。何も、一旦緩急の生じた時に及んで俄かに騒ぐには當らぬ。我等は常に「父母ニ孝ニ兄弟ニ友ニ」から「國憲ヲ重シ國法ニ遵ヒ」まで、日本帝國の臣民として盡く

すべき總てを盡くして、以て天壤無窮の皇運を扶翼し奉るべき者だ。日本國民悉く清麻呂の心を以て心とせば、皇運は益隆昌に國家は愈發展し、憲法發布の勅語に仰せられた様に「相與ニ和衷協同シ益我カ帝國ノ光榮ヲ中外ニ宣揚シ祖宗ノ遺業ヲ永久ニ鞏固ナラシムル」に足るのである。

第十一章 歷代天皇の盛業

歷代天皇の
洪恩

次には「歷代天皇ノ盛業」とある。天祖天照大神此の國土を天孫瓊瓊杵尊に授けて天壤無窮と勅し給ひ、神武天皇中國を定めて其の位を正し給ひてより以來、列聖相承けて今日に至る。其の間代々の天皇は何れも聖徳の君にましく、常に臣民を慈しみて、其の利便と幸福とを増進する事を圖られ、國運日に月に隆昌に、制度・文物其他諸般の事項亦悉く進

歩して、以て今日の盛況に達した。憲法發布の勅語に國家の隆昌と臣民の幸福とを以て中心の欣榮と遊ばす旨を仰せられたのは、獨り今上天皇陛下の大御心のみではない、歷代天皇悉く右の如く思召されたのである。我等臣民は祖先以來常に歷代天皇の厚き御恵を受けて、多幸なる生涯を送つて來たのである。されば我等臣民たる者、よく歷代天皇の盛業の跡を尋ねて、國運發展の由つて來る所を理會し、以て之に報ひ奉る事を考へねばならぬ。而して之に報ひ奉るの道は、即ち臣民各、其の本分を守り、其の任務を盡くし、義勇公に奉じて皇運を扶翼し、國家の隆昌を期するに在る。

恭しくおもんみるに、太祖神武天皇萬乘の尊を以て具さに辛酸を嘗め給ひ、大和地方の服（さむらひ）はぬ者を或は諭し、或は誅して、帝國の基を固め給ひてより後、列聖親しく國家の爲國民

歷代天皇
皇族國家の
爲に辛酸を
嘗め給ふ

の爲に御身を勞し給はれた御事蹟は、濱の眞砂の數へ悉くせぬ程である。四道將軍の巡撫、日本武尊の遠征、何れも皆皇族の御身を以て親しく軍を督し、事に當られたものだ。殊に日本武尊の如きは、景行天皇の皇太子として行く行くは天位を継ぎ給ふべき御身分にてありながら、東征西伐に寧日なく、終に瘴癘の冒す所となり、京に還り給ふに及はずして途に薨去になつた。又、神功皇后は御婦人の御身として、殊に御懷妊中なりしにも拘らず、熊襲の征伐に従ひ給ひ、更に平和を企圖し給ふの餘り、男装して海を渡り、新羅を御從へになつた。之が爲に御豫定通り熊襲も再び叛かずなり、其の上三韓よりは其の進歩したる學術技藝を輸入して我が國を益し、所謂國利民福を増進し得た事は、實に計り知る能はざる程である。斯くの如く、我が歴代の天皇竝に皇族の御方々

外國より技術家を求め給ふ

は、我が國の爲に甚だしく御身を勞し、盛なる功業を後世に遺された。又、支那南北朝の頃には、我が天皇は、遠く使者を南朝に遣はして、彼の進歩したる技術家をお求めになつた。是れ實に我が國の文物の進歩を圖られたるもので、有り難い事である。其の時に我が天皇より彼にお遣はしになつた上表の文と云ふものが、彼の國史に出て居る。固より之を上表と云ふも、彼の尊大心より自ら中華と號し、他を夷狄と賤しめ、悉く之を屬國扱にして、對等の交通、物品の贈答をも、來聘朝貢と云ふ風に記述する習慣に出でしもので、其の記事も亦深く信ずるに足らぬ。殊に其の所謂上表の文の如きも、恐らくは當時使者となつた人々、是等の人々は應神天皇の時には漢の高祖の裔なる阿知使主、都加使主、又雄略天皇の時には身狹村主、青檜隈民使、博德などで、何れも歸化の漢人で

支那南朝との交通

あつたと思はれるが、其の人々が彼に對する外交上の一の方便として體裁よく作爲したもので、我が天皇の關知し給はぬ事であらうけれども、而も其の文中に書いてある事柄は、確かに當時の事實を傳へて居る。所謂上表の文には、

所謂上表の文

封國偏遠、外に蕃となる。昔祖彌より躬から甲冑を撰し、山川を跋涉し、寧處に違あらず。東、毛人蝦夷を云ふを征する五十國、西、衆夷熊襲、隼人の類かを服する六十六國、渡つて海北韓土の諸國を云ふを平ぐる九十五國、云云。

祖宗自ら軍を督して四夷を平げ給ふ

とある。一天萬乗の君が甲冑に身を固め、櫛風沐雨寧日なく、以て大いに國威を宣揚し、人民を安んじ給はれた御事蹟は、悉く事實を直寫したものと思はれる。但、其の事業が如何にも侵略を遂行したものの、様に見えるのは、是は支那一流の筆法によつたもので、我が歴代天皇の征伐が決して侵略で

ない事は已に述べた通り。後に藤原氏權を專にして王綱弛み武家政を執る様になつては、天皇自ら軍を統べ給ふ事はなくなつたけれども、もと是れ我が國體に戻り、我が祖宗の御制に背きたる淺ましき世の中の様とて、以て範とすべきではない。明治の大御代に至りて王政維れ新まり、天皇は、汝等軍人の大元帥なるぞ。」と仰せられて、世は尊き古への様に復した。茲に於て我が武維れ揚り、日露戰役の如き空前の大役に際しても、皇軍能く連戰連勝して、大いに國威を宣揚するの結果を收め得たのである。

歴代の天皇仁慈に渡らせらる

歴代天皇の盛業必ずしも武にのみ限らない。憲法發布の上諭に、朕カ親愛スル所ノ臣民ハ即チ朕カ祖宗ノ惠撫慈養シタマヒシ所ノ臣民タルヲ念ヒ其ノ康福ヲ増進シ其ノ懿徳良能ヲ發達セシメンコトヲ願ふと仰せられた通り、歴代の

垂仁天皇殉死を禁じ給ふ

仁徳天皇課役を免じ給ふ

醍醐天皇寒夜に御衣を脱し給ふ

一條天皇寒夜に御衣を退け給ふ

今上陛下の御仁恵

天皇は常に民を恵み慈しみ、之を撫養し給はれたのである。垂仁天皇が、當時の慣例とは云ひながら生きてた人を殺して死者に殉はしむるは、如何にも不憫であると思召され、詔して殉死を禁じ給ひ、後に土偶土馬を以て之に代へしめられた事の如き、或は仁徳天皇が絶対無限の君にてましく、ながらも、御親ら、君は民の爲なり、民の富めるは朕の富めるなり。と仰せられて、宮殿壞れて雨露を防ぐに至らずなりても、少しも意とし給はず、久しく課役を免じて民力の休養を圖り給ひしが如き、或は醍醐天皇が寒夜に御衣を脱して、夜の御殿より投げ出だし、下民の疾苦の情を試み給ひしが如き、或は又一條天皇が、日本國の人民寒むからんに、朕獨り暖かにてぬる事無慙の事なり。とて、極寒の夜に御衣を退け給ひしが如き、實に臣民の身に取りて、此の上もなき忝なき次第ではないか。今上天皇陛下の御製に、

とこしへに民やすかれと祈るなる

我が世を守れ伊勢の大神

古への文見る度に思ふかな

おのが治むる國は如何にと

國民の上も心にまかせぬは

雨と嵐のうれひなりけり

などと遊ばされたのは、之を古への聖帝に比し奉るべく、寔に有難い、恐れ多い次第と拜し奉る。陛下は、又、人民の天災地妖に苦しむ事を聞召されては、屢、勅使を遣はして之を慰めしめ給ひ、多くの御手許金をさへ下されて、之を賑はし給うた、實に感泣し奉る可き次第である。而して、仁慈に渡らせらるゝは天皇のみでなく、代々の皇后も亦然りで、雄略天皇の

歴代の皇后亦仁慈に渡らせらる

皇后幡ほたけ校まが皇女は、君を諫めて舍人の死を免れしめ給ひ、聖武天皇の皇后藤原光明子即ち有名なる光明皇后は、悲田施薬の兩院を設けて孤兒や貧困なる病患者を救ひ給ひ、淳和天皇の皇后正子内親王は、濟治院を設けて僧尼の病者を治療せしめ給ひしが如き、其の例は甚だ多い。

けれども歴代の天皇・皇后、敢て消極的に民を惠み給ふばかりでなく、常に進みては積極的の事業を起し、國利を起し、民福を増進する事を努められた。垂仁天皇が八百餘箇所の池溝を開いて農業を勧め給ひ、仁徳天皇が難波の堀江を通じ、淀川の堤防を築かしめて洪水の害を除き、又池を作り、溝を穿ち、道路を開き、橋を渡しなどして灌漑に便にし、交通の利を圖られたるが如き、或は雄略天皇が皇后をして親ら蠶を養はしめ、以て養蠶の業を勧め給ひしが如き、斯くの如き例

歴代の天皇
國利民福を
圖り給ふ

は甚だ多くして、一々列挙する事が出来ない。斯くの如くにして我が國は今日の盛をなしたのである。其の外政治に、外交に、學問に、技術に、歴代天皇の盛業を數へたならば數限りもない。我等は國史の教育によりてよく其の次第を明かにし、我等の今日ある多く之に基づくものなる事を悟つて、列聖海嶽の洪恩に答へ奉るべく心懸けなければならぬ。

歴代天皇・皇后等の御事業を説き奉るに就いて、特に注意すべきは前に述べた教材の取捨斟酌の事だ。神武天皇以來今に至つて百二十餘代、何れも聖徳の君に渡らせらるゝは申すまでもない事ながら、時には又御失徳の事が傳はつて居ないでもない。けれどもそれは教育上必要のない事で、決して説くに及ばぬ。且や世人によつて御失徳と見なされて居る事でも、よく研究して見れば或は事實の誤解であつたり、

教材取捨
酌の注意

聖徳に關す
る世俗の誤
解

其の一例
(雄略天皇)

或は一面のみの觀察に過ぎなかつたり、或は一時の行き違ひから起つた事であつたりした事が多い。日本書紀には雄略天皇を以て甚だ暴虐の君であるかの如く書いてある。時人大惡天皇と申し奉つたとまで書いてある。けれども、それは御氣象のはげしい御有様を仰山に傳へたもので、天皇は天性實に淡泊に渡らせられ、誤つて改むるに憚らず、過を許すに吝ならず、國利民福を起す事に多く御心を費された君である。皇后の諫を容れられては卑怯なる舍人の罪を免し給ひ、人は皆禽獸を獵る、朕は善言を獵り得て歸る。」と仰せられたが如きは、實に感佩し奉るべき事ではないか。又武烈天皇に至つては、普通の日本書紀皆其の殘虐の御行爲を記して、世俗からは桀紂の暴にも比すべき君の如く解せられて居られる。けれども、是もよく研究して見れば、全くの誤解で

其の二例
(武烈天皇)

其の三例
(文武夫人
宮子娘)

あつて、其の暴虐は決して天皇の御關係ある事ではない。當時の百濟の末多王無道の有様を書いた記事が、誤つて日本書紀の本文中に混入し、天皇のなされた事の如くなつたのである。又文武天皇の夫人藤原宮子娘は、僧玄昉と何か曖昧な關係がでもあつたかの如く世人に解せられて居られる。併し是れ全く續日本紀の文句の誤讀に基するもので、玄昉は僧として政治上に喙を容れ、世人に憎まれこそしたれ、決して皇太夫人を犯し奉る様な者ではなかつた。光明皇后亦玄昉に關して如何はしい説を傳へられて居られる。併し此の説の如きは固より確かな出所のあるではなく、寧ろ其の反證がある位、稱徳天皇の御事の如きに至つては後世の俗説の外何等證據のない事で、全く世人の邪推から起つた説と察し奉る。其の他保元の亂に後白河天皇と崇徳上皇と御

其の四例
(光明皇后)

其の五例
(稱徳天皇)

其の六例
(保元の亂)